【委員会記録】

寺井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10 時 33 分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から、追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

・議案第 73 号　平成 23 年度徳島県一般会計補正予算（第６号）

【報告事項】

・徳島県男女共同参画基本計画（第２次）案について（資料②③）

・徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画について（資料④⑤）

松井県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料（その３）によりまして、２月定例県議会に追加提出いたしました県民環境部関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成 23 年度歳入歳出補正予算及び繰越明許費となっております。

説明資料の１ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入歳出予算についてでございます。

一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄の左から２番目の欄に記載のとおり、３億 1,105 万 9,000 円の減額をお願いしておりまして、補正後の予算総額は、73 億 7,536 万 4,000 円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

２ページをお開きください。

市町村課所管の市町村振興資金貸付金特別会計でございますが、今回、補正はございません。

次に、各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。

３ページをごらんください。

まず、県民環境政策課関係でございます。

給与費などの事務的経費の補正としまして、合計で１億 4,204 万円の増額をお願いしておりまして、補正後予算額は、20 億 4,786 万 8,000 円となっております。

４ページをお開きください。

県民との協働課関係でございます。

計画調査費の摘要欄①県民活動推進費におきまして、新しい公共担い手創出事業の所要額の確定など

に伴い、4,282 万 8,000 円を減額することとしております。

県民との協働課合計で、4,377 万円を減額することとし、補正後予算額は、1億 3,740 万 7,000 円となっております。

5ページをごらんください。

男女参画青少年課関係でございます。

青少年女性対策費におきましては、所要額の確定によりまして、合計 74 万 1,000 円を減額することとし、補正後予算額は、2億 8,530 万円となっております。

6ページをお開きください。

統計調査課関係でございます。

中段にございます委託統計調査費の摘要欄④国庫返納金の 1,685 万 6,000 円の増額につきましては、平成 22 年度において実施しました、総務省を初めとした、各省庁統計調査に係る国庫委託金の執行残額を返納するものでございます。

統計調査課合計では、1,074 万 1,000 円を増額することとし、補正後予算額は、1億 3,159 万 3,000 円となっております。

7ページをごらんください。

とくしま文化振興課関係でございます。

計画調査費を始め、各事業の所要額の確定によりまして、合計で 439 万 6,000 円を増額することとし、補正後予算額は、3億 8,754 万円となっております。

8ページをお開きください。

県民スポーツ課関係でございます。

体育振興費における、各事業の所要額の確定によりまして、78 万 8,000 円を減額することとし、補正後予算額は、5億 1,196 万 4,000 円となっております。

9ページをごらんください。

市町村課、地方主権推進課及び地域情報課関係でございます。

下から2段目にございます、自治振興費の摘要欄②市町村振興宝くじ収益金交付金の 4,688 万 2,000 円の減額は、市町村振興宝くじ収益金の確定に伴うものでございます。

10 ページをお開きください。

下から2段目の、摘要欄①知事及び県議会議員選挙費における補正額は、選挙に係る執行経費の見込み額によるものでございます。

以上、市町村課、地方主権推進課及び地域情報課では、合計で2億 3,004 万 3,000 円を減額することとし、補正後予算額は、28 億 1,344 万 6,000 円となっております。

11 ページをごらんください。

環境首都課関係でございます。

上段、保健環境センター費では、所要額の確定に伴い、456 万 8,000 円を増額し、中段の環境衛生指導費では、摘要欄①一般環境対策費のア地球温暖化対策資金貸付金などの、経費の執行額の確定に伴う減などにより、2,544 万 6,000 円を減額することとしております。

環境首都課合計では、1,981 万 5,000 円の減額となり、補正後予算額は、3億 3,797 万 7,000 円となっております。
12 ページをお開きください。
自然環境課関係でございます。
上段、環境衛生指導費及び下段、公害対策費におきまして、それぞれ所要額の確定により、自然環境課合計で 179 万 5,000 円を減額することとし、補正後予算額は、4億 1,606 万 6,000 円となっております。
13 ページをごらんください。
環境整備課関係でございます。
摘要欄①の廃棄物ゼロ社会づくり推進費におきましては、ア環境関連産業立地促進資金 貸付金の貸付額の確定などに伴い、4,859 万4千円を減額し、同じく摘要欄②の廃棄物処理施設管理指導費におきましては、市町村が実施する合併処理浄化槽設置に係る補助対象基数の確定に伴う、ア浄化槽整備事業費補助金の減などにより、3,356 万円を減額することとしております。
摘要欄③の生活環境整備指導費におきましては、ア産業廃棄物適正処理推進事業等の所要額の確定による減など、1,738 万円を減額することとしております。
以上、環境整備課では、合計で 9,953 万 4,000 円を減額することとし、補正後予算額は、1億 3,946 万 6,000 円となっております。
14 ページをお開きください。
環境管理課関係でございます。
公害対策費では、摘要欄①一般公害対策費における環境保全施設整備等資金貸付金の貸付額の確定に伴う減額など、事業の所要額の確定に伴い、合計で 7,175 万円を減額することとし、補正後予算額は、1億 6,673 万 7,000 円となっております。
続きまして、15 ページをお願いします。
繰越明許費についてでございます。
自然環境課所管の自然公園等施設整備事業費により、262 万円を、環境整備課所管の廃棄物処理施設管理指導費のうち、浄化槽整備事業費に対する市町村への補助に要する経費として 525 万 4,000 円を、それぞれ繰り越すこととしております。
これらの事業につきましては、補助対象者等の諸事情による事業施行のおくれなど計画に関する諸条件により、年度内の完成が困難となったもので、繰り越しの御承認をお願いするものでございます。
今後、事業の早期完了に、鋭意、努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。
今議会に追加提出いたしております案件の説明は、以上でございます。
引き続きまして、この際、2件御報告させていただきます。
まず、徳島県男女共同参画基本計画（第2次）についてでございます。
お手元の資料1、徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の答申案の概要についての1ページをごらんください。
この計画は、平成 23 年1月に、徳島県男女共同参画会議に諮問して以来、御検討いただいているところでありますが、昨年 10 月に中間取りまとめが行われ、さきの 11 月県議会において、御報告させていただ

き、御論議をいただいたところであります。

その後、パブリック・コメントの実施や、県南部、県西部でのシンポジウムの開催により、県民の皆様からの御意見をお聞きした後、去る1月 27 日、同参画会議において御審議いただき、御意見の反映など必要な修正を行いまして、今回お手元にお配りしております資料2のとおり答申案として、御報告させていただくものでございます。

資料1にお戻りいただいて、3の計画の期間については、平成 24 年度から 28 年度までの5年間とし、定期的に検証、見直しを行うこととしております。

また、5の計画の主要課題及び推進方策につきましては、9つの主要課題を設定し、これらの課題解決を図るため 30 の推進方策を掲げております。

その概要につきましては、一覧表を裏面に掲げてございます。

それでは、裏面2ページをごらんください。

主要課題と推進方策の一覧でございます。

今回の計画では、新たな主要課題としまして、(9)の地域社会における男女共同参画の推進を掲げてございます。

これは、千年に一度の大震災により、一瞬にして多くのとうとい命が失われるという事態に直面し、改めて、生命や家族のきずな、地域のきずなを大切にする社会形成の意識が高まっている中で、男女が地域社会におけるさまざまな活動に参画する機会が確保され、ともに支え合い、協力し合いながら担うことのできる地域社会づくりを盛り込んだものでございます。

今後は、県議会で御論議いただいた後、審議会から答申をいただき、計画を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

２点目は、徳島県青少年の健全な育成に関する基本計画(とくしま青少年プラン２０１２(案)についてであります。

お手元の資料3とくしま青少年プラン２０１２の答申案の概要についての1ページをごらんください。

この計画は、平成 23 年2月に徳島県青少年健全育成審議会に諮問して以来、御検討いただいているところでありますが、昨年 10 月に中間とりまとめが行われ、さきの 11 月県議会において、御報告させていただいたところであります。

その後、パブリックコメントの実施や、県南部、県西部でのシンポジウムの開催により、県民の皆様からの御意見をお聴きした後、去る1月 27 日、同審議会において御審議いただき、必要な修正を行い、今回、お手元にお配りしております資料4のとおり答申案として、御報告させていただくものでございます。

資料3にお戻りいただいて、3の計画の期間については、平成 24 年度から 28 年度までの5年間とし、定期的に検証、見直しを行うこととしております。

また、4の対象とする青少年の範囲については、概ね 30 歳までの青少年とするとともに、ニート、ひきこもりなどの円滑な社会生活を営む上で困難を有する 30 歳代も対象とすることとしております。

続きまして、裏面2ページをごらんください。

6計画の基本目標及び施策の方向としましては、3つの基本理念を実現するための3つの基本目標を設定し、これらを達成するために 16 の施策の方向を掲げております。

７計画の成果目標としましては、16 の施策の方向別に成果目標を設定いたしました。
このうち、３つを青少年自身が積極的に取り組む指標として、青少年チャレンジ活動指標として位置づけ、青少年のチャレンジを支援する施策の推進を図ってまいりたいと考えております。
この計画につきましても、今後、県議会で御論議いただいた後、審議会から答申をいただき、計画を決定してまいりたいと考えております。
報告事項は以上でございます。
御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長
以上で説明等は終わりました。
それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

竹内委員
おはようございます。今、部長のほうから、男女共同参画基本計画（第２次）の御説明をいただきました。
中間まとめを配付されて、我々会派の熱心な勉強会を開きまして、その中で我々の会派の主だった意見というのが、男らしさ女らしさ、男女の特性、区別を認める。それから2番目として、これまでの家庭、家族というものの重要性。３番目として、結果平等ではなくて機会平等の確保というようなことが、それぞれの議員さんから出てきた意見の集約でございます。
それを基に、この中間とりまとめから、どれくらいの箇所が修正になったのかお聞きしたいと思います。

岡田男女参画青少年課長
今、竹内委員から、今回、御審議いただいております計画の中間とりまとめ時点からの変更点ということで具体的な箇所数等の御質問かと存じます。
今回、御指摘のございましたように、中間とりまとめ以降、竹内委員所属の県民会議で昨年の 12 月、ことしの１月と勉強会を開催していただき、我々も、その中に参加させていただいて貴重な御意見をお聞かせいただいたところでございます。
そういった御意見を踏まえながら、男女共同参画会議にも、そういった意見をお伝えする中で、今回、答申案をお示しさせていただいております。
具体的な修正箇所につきましては、大きい部分、小さい部分も含めまして、概ね 20 カ所程度の修正をさせていただいたと考えております。

竹内委員
修正をされた部分は 20 カ所ということで、いろんな国の法律がある中で、言葉だとかあるいは、先ほど申し上げた３つのポイント、そういうものについて、真の男女共同参画の方向性を示していただいたものが今回の答申だろうと思います。

そういう中で 20 カ所修正されたということで、我々の意見も聞いていただいたんだなと考えておりますが、基本的には、この法律ができたとき、前にも申し上げましたが、国家法案と同時期に出されて、国会議員のチェックが非常に甘かった。それで方向性として、そのときは、いわゆるジェンダーフリー派といわれるフェミニスト集団の思い通りのビジョンができてしまった。そして、それに基づいた県の条例の制定ということもありました。

県の条例の制定のときは、事故が重なって、当時の知事が逮捕された直後にこの条例が出されたということもありまして、我々もそこまでチェックができなかったことは恥じておりますけれども、その後、千葉県で当時の堂本知事が、このフェミニストたちがつくったものに輪をかけるような条例を提案して大騒動になって、いまだ千葉県では男女共同参画の条例がつくられておりません。

それほどひどい条例だった。

この趣旨を守らないと指名から外すとか、取引を中止するだとか、ひどい条例案であったために、いまだにできていない。

もともとねらいが、そういうねらいであります。具体的に申し上げますと前のときに今回も書いていただいておりました、県の動向の中で我々の意見、県議会の意見というものが出されたということも今回、答申の中で期待をされております。

そのときに、一番大きな問題になったのは、いわゆる主婦を認める「婦」という言葉がいかんでないか。だから、今は警察の婦警さんという言葉もなくなって女性警察官、看護婦さんというすばらしい言葉もなくなり看護師というかたい言葉になった。

主人と呼んではいけません、こいのぼりもひな祭りも男女を区別するものだから、それもいけません。

ひどい政策が、ここぞとばかり学校現場等々で起こりました。

神奈川県のすばらしい学校教育を誇っていたところでさえ、公立学校で男女別の高校がありましたが一緒にしないとだめだということで一緒にしたという経過もございます。

長い伝統とすばらしい歴史を誇った学校が合併させられた。

修学旅行では、男女が同じ部屋に宿泊する、それが男女の区別をなくすんだと。そもそも誤った、我々からすると完全に日本の伝統文化やすばらしいものを全部、根こそぎにするという考え方の中で起こってきたことは事実であります。

それはいかんということで、当時の内閣の中で、ジェンダーフリーなどということはない、造語であると、そういう言葉は一切使うなと、この答申の中にも書いていただいております。

ジェンダーという言葉自体、これはみんなが認めている言葉ではないんです。

一部のフェミニズムが、外国フランスで何とかいう人が唱えたのが広がってきたんです。

ジェンダーなどという社会的につくられた政策をジェンダーと呼ぶということ自体が一般的にわかっていない。

一部の人たちだけが使っている言葉であり、その後にフリーとつけてジェンダーフリーというので男女共同参画というのは動かされてきたのが現実であります。

そこで 20 カ所、我々の会派のいろんな意見を尊重していただいて、修正をしていただいたことについては、ある一定の評価をいたしたいと思っておりますが、最終的に夫は仕事、妻は家庭という固定的な性別や

役割分担にとらわれることなく、ここが一番我々は問題にしているところなんです。大沢真理とかフェミニズムをやってきた彼女たちにしてみれば、これが最後のとりでなんです。妻が家庭で頑張って子育てをするのが、なぜ悪いのですか。

そういうものを否定しておるというのは、むしろ逆のほうから見た固定観念であると我々は感じているのです。こういうものすべて、多様なものを認めていくということも書かれておりますが、多様な家庭、多様な生き方、現実にはそれもあります。

しかし、その多様な生き方を推奨するような男女共同参画社会であっては、私はいけないと思うわけです。例えば、同性愛、私はこの言葉を本会議で言って、陰口は許さんというファクス等々が来たことも承知をいたしておりますけれども、そういうものを推奨するがごとき、過去にはそういう内容であった。

大分修正されました。今回見ても、推奨しているかどうかわからんけども、男女共同参画社会の視点ということがまだ残っている。

男女共同参画社会の視点とは何かと。真に主婦も認め、いろんな生き方を認め、そしてそういうものが正しい見方であって、その中から起こってきた看護婦さんを看護師にしたり、そういうものさえも変えてきた。この大きなうねりの中で、やはりこれは我々は歯止めをかけていかねばなと。学校現場の混合名簿にしてもしかり。なぜ、混合名簿にする、二重も三重も手間がかかる。

身体検査のときは別々にしないといけない。

混合名簿にするメリットは何かというと男女の区別がなくなる。

それで、男性から呼んでいた出席名簿が女性からも呼んでもらえると、あいうえお順ですからそういうことになる。

しかし生涯、下のほうの「ら」だの「り」という名前の人は、学校を卒業するまで一番には呼んでくれない。それが何で平等なのか疑わざるを得ない。

しかし、学校現場は喜んで混合名簿にする。徳島県でもほとんどの学校がしています。

そして、身体検査のときは当然、男女別々の名簿を使っている、そういったばかげた手間のかかる、そういうふうに押して押して押されまくった結果が現状なんです。

しかしこれではいかんという、県庁の人もそうだったと思うし、国もそうだったし、いろんな修正が図られて今回の答申にいたっておるわけでありまして、今回、最後のとりでである夫は仕事、妻は家庭ということ、片方から見た、フェミニズムが見た固定観念であって、今全体で見て家庭だけでおられる人だって、だんだん少なくなっておるだろうと思うし、それは、その家庭で夫婦が話し合いをすればよいことであって、そんな家庭の中まで手を突っ込んで、そんなことを強要させるようなこと自体が間違っているというふうに我が会派は結論を出しました。

この問題については、どのように考えておられますか。

岡田男女参画青少年課長

今回の答申案の作成に向けましては、いろいろ諮問いたしております男女共同参画会議といろんな議論をさせていただきました。

その中では、大きく2点あったと思っております。

１点目は、東日本大震災ということで、本来は国の第三次計画、こういうものはいろいろ勘案しながら各都道府県が計画をつくっていくのですけれど、国の第三次計画策定以後に今回の東日本大震災が起こったということで、改めてだれもが命の大切さとか家族のきずな、地域のきずなというものを再認識された中にあって、我々県の計画として、それをどのような形で盛り込んでいくかという点、この点が大きな議論であったと思います。

もう一点目が、竹内委員がおっしゃったように、我々平成 14 年４月に条例が施行されてちょうど 10 年という節目の中で、これまでの成果と課題を検討する中で今後の意識啓発活動をやっていく上で踏まえていかなければいけない部分を、御指摘いただきました男女共同参画社会というのは、ある意味働く女性への支援という印象が余りにも強かったかなという感もあるかという意見もございました。

そんな中で今、答申案という形でお示しをさせていただいておりますけども、男女共同参画会議でも3度の部会、それから2度の本会議ということで、５度の審査の後の今回の答申案の作成も含め、また現在も会長を中心に、さらなる検討をいただいておるというところでございます。

今後として３月下旬に正式な答申という形で、今、作業といいますか、さらなる検討を進めていただいておるところでございますので、委員さんがおっしゃっていただいたことも、しっかりと我々もお伝えして、よりよい計画となるよう頑張っていきたいと考えております。

竹内委員

十分に我々の意見というものを考えていただきたい。

もう一点、会派で問題になったのが、各種審議会等々で知事の好きな女性登用率が日本一ですけれども、本当にその審議会に熱心で勉強して専門家で、そして公平な判断ができる女性ばかりなのかなと。立派な人もおいでることも存じあげておりますけどもわかりません。

ただしうちばかりが先走って、50%の数字にするんだと。日本一だと胸を張っているけども、本当にこの数字だけが独り歩きしておるのではないのかなと、本当の意味の女性の審議員の人たちが、自分から進んでここに出てきておられるのか、結局いろんな団体から推薦されて来ておるという実態も私は聞いております。

そういうただの数字合わせだけで半分あったらいいなというのでは私はおかしいと思う。

小学校の先生の数というのは6割が女性なんです。

４割が男性、生徒や保護者には、もっと男性の先生が欲しいなという声がいっぱいある。

しかしこれは、女性のほうが勉強をよくしますから、それからピアノ弾いたりとかで小学校では男性にハンディがあるんだろうと思いますけども、そういう分野ももう既にある、実力でね。だからあえて 50%という数字を挙げて、それに近づけるために何か無理やりしておるんのではないかという感じもするわけで、そこらあたりは今後の課題かなというふうに思っておるわけであります。

少なくとも議員なんていうのは、ある程度の供託金を積めばだれでも出られる。

それでも女性は少ない。農業委員さんもそこにおられますけども、農業委員さんにしても農家で働く女性というのは非常に多いんですけど、農業委員さんになっているのは何人くらいいらっしゃるのかな。

（「少ないとは思いますが、ふえてはきています」と言う者あり）

そういう意味では、ふえていくことは、よいことだと思います。

それは、選挙で選ばれて出てくるのですから、当然大いに女性に出てきていただく、結果平等ではなくて機会平等、そういうものをどんどん与えるべきということは大いにこれからもやっていかなければいけない。

この数字がひとり歩きしているという面については、どう思いますか部長。

松井県民環境部長

この目標を設定しまして、各部それぞれに本部員会議を通しまして、この目標に努力をするということで進めております。

しかしながら、基本的な考えとしましては、それぞれの審議会等におきましては、やはり各分野の専門的な知識を持った方、また、各会で有識者の方々、そういった方をまずは適材適所ということで選任をしていただくという基本的な考え方は伝えております。決して結果的に、まず結果を 50%ということで進めているわけではないと思っております。

引き続き、この委員会を通じまして、そういった趣旨をしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

竹内委員

特にこの男女共同参画の審議委員さんを見てみますと、やはり労働問題、労働が中心なんですね。働く女性が出てきていると。だから当然視点はそちらのほうに向くのかなと。　　やはり公募をかけて主婦の代表を当然入れていくべきではないかと思います。

そうしないと一方的に共働きをするのが、すべて正義であって家でいる主婦は悪だという考え方というのが当初のうちは特にひどかったんですけど、そういうものが根付いて
いくのはいかがなものかと思いますので。その公募をかけて主婦も入れていくという考え方についてはいかがですか。

松井県民環境部長

委員からお話がありましたとおり、現在主婦の方が選任されてはおりません。やはり、計画の策定また評価をしていく上では、それぞれの各分野、主婦を含めて県民の皆様の幅広い意見を聞くのが基本だと考えておりますので、同じように男女共同参画社会を実現するためには、県民の皆様の幅広い意見を聞く、そしてしっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

そうしたことを十分に踏まえまして、御意見を反映できるように対応してまいりたいと思います。

竹内委員

今回の中間まとめから見通し案に至るまでの中で 20 カ所修正していただいたと。大体中身も頭に入りつつございますけれども、やはりこれからの真の男女共同参画社会というのは、我が会派が結論を出したポイントの男らしさ女らしさ、男女の特性、区別を認めると、そしてお互いに尊重した男女平等という社会に向かっていかなければならない。

これまでの家庭とか家族は、余りにも核家族などを、注釈のところにも入っておりますが、そういうものが進んでおるということだけを書いて、家庭の重要さというものを今まで書いていなかった。

今回、大震災を受けて、そういうものも大事だと、きずなも大事だと、東北では結婚したいなと思う男女がふえてきたという統計も聞いております。

それがまさに、今日本が一番困っておる少子化、高齢化はもうとめることはできませんが、この少子化を少しでも、結婚して子供をつくっていただいて、日本の社会構造をきちっとしていただく、それが今の年金とか税金の問題、すべての解決策の一番の原点は少子化対策であろうと思いますが、この男女共同参画には、男の人が子供の保育等々には参画しなさい、これも当然ですが、それ以前のもっと踏み込んだ子供をつくる、結婚をする、そういうものが書かれていなくて、多様な生き方だけを書いて、それを推奨する上では、晩婚も認め、何もかも認めて、結局理想である、神様がつくった若い男女が愛し合って結婚して子供を作って、その自分の顔や形に似た子供たちを育てる喜びとか、そういうものが全くこの男女共同参画の中には入っていない。

暴力の問題も入っているけども、子供に対する虐待などは入っていない。それは、子育てをするときの何らかの大きな問題があるから虐待するのであって、虐待をするのを見て、若い女性が子供は産みたくないなというふうな、そういう感じをつくってはならない。

私は、それが日本の国が再生する最大のものであると思っておりますので、3つの結果平等ではなくて機会平等の確保というものも含めて、男女共同参画の中で堂々と議論をされ、主婦も認めて、そしてやっていくという方向の中での、これからの議論なり方向性、そして活動なりに今までとは違った、ジェンダーチェックだとか何とかかんとかの勉強会も、どちらかというとそっちのほうに向いていた。

次は、私のような者も講師に選んでほしい。そういうバランスが、物すごく大事なのであって、一方的に従来の男女共同参画、すべて何でも平等なんだという考え方、そしてひどいのは、先ほども言った主婦を認めない、お祭りも認めない、そういうふうな人が講師では困ると思いますので、その点を最後にお聞きしておきます。

松井県民環境部長

ただいま竹内委員から、非常にありがたい御意見をいただきました。

今後は、今回の答申の中でも、御説明させていただきましたように、この計画につきましても定期的に見直し検討を行っていくと。随時、今おかれている県の課題、状況、背景、そういうものに適宜対応できるような形で身をきちんと結ぶということで考えておりまして、機会あるごとに皆さん方の御意見をお聞きしながら、できるだけしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

古田委員

今の男女共同参画社会の問題では、いただいた資料の 38、39 ページに徳島県と全国の参考比較が載っておりますけれども、私は家庭生活でも職場でも政治の場でも、また社会通念、習慣、しきたり、男女の地位、こういったもので徳島県としては、やはり男性が優位でないかと。このアンケート結果にあらわれているように、まだまだ女性の地位向上というのがきちんと認められていないと思いますので、そういった点ではやはり、能力に応じて、それぞれがそれぞれの分野で果たしている役割というのをしっかりと認めるような徳島県になっていってほしいと、そのことをお願いしておきたいと思います。

まず私は、太陽光発電の問題でお尋ねしたいと思います。本会議質問で用意をしていたんですけども、時間が足りずに委員会に回しましたのでお願いをしたいと思います。

太陽光発電の場合、国へ補助申請すれば補助金が出るということで制度がありますけども、それを活用されて、この二、三年で、どのくらい太陽光発電が一般住宅へ普及ができているのか教えていただきたいと思います。

平島環境総局環境首都課長

一般家庭向けの国の補助を受けての契約数、導入状況ということでございますが、23 年の３月段階、１年前ですが、6,737 戸という数字を四国電力から提供していただいております。

古田委員

今年度は、まだ３月末ではありませんが、例年に比べて、平成 21 年度が 1,306 件、平成 22 年度が 1,637 件申請があったということで、以前にいただいた資料ではなっているんですけども、今年度の今までの分で申請がわかりましたらお尋ねをしたいと思います。

平島環境総局環境首都課長

ただいまの委員のお話は、単年度の申請の件数だろうと思うんです。今までの積み上げの数字がございますので、平成 21 年３月の段階で 4,100、22 年３月で 5,100、先ほど申し上げた 23 年３月で 6,737 という数字でございます。

毎年毎年、単年度ごとに申請しますけど、契約はずっと継続しておりますので、累計の数字を今お示しをしました。

古田委員

そうしたら、今年度はまだ統計が出ていないと。東日本大震災があって以降やはり原発に頼るのではなくて自然エネルギーをということで、それぞれ一般家庭への普及も進んでいるかと思うんですけども、そういった今年度の分は、全く集計できていないということでしょうか。

平島環境総局環境首都課長

年度途中でございますが、昨年の 12 月現在で 8,100 という、粗い数字は出ています。全体では、個人向けの補助金を活用いたしまして、伸びているという状況でないかなと思います。

古田委員

それを、大いに飛躍的に伸ばしていただきたいと。そのために、私は神奈川県での取り組みを視察してまいりました。神奈川県の場合は平成 21 年度から、市町村が補助するのに県も補助しましょうということで、33 すべての市町村で補助金制度をつくって、県もそれに上乗せをすると。金額はそんなに多くはないです、人口も世帯も多いですから、県が出すのは上限で 5.2 万円、１キロワット当たりは 1.5 万円というような少な

い金額ではありますけども、すべての市町村に対して県も上乗せをして出すということ。それと、神奈川ソーラーバンクシステムというのをつくっているんです。
これは、パネルメーカーと販売店、施工業者の3つのところが共同事業体というのをつくって、県下では 12 の共同事業体をつくっているんですけども、県が県民から相談を受ける窓口をつくって、県がいろいろ定めているんです。こういう切り妻屋根のときは、その共同事業体があってそれが受けるというふうな形で 33 のタイプにして、価格を決めて県下に同じようなものをつくるときは同じような値段で安く早く確実にということでつくっているんです。
これですると、国の補助金を除いてですけれども、例えばAタイプというのは切り妻屋根の場合 11 の型があるんですけれど、Ａ1というような場合は 3.28 キロワット設置すれば 121 万 7,460 円ということで、ほかよりも安く設置ができるソーラーバンクシステムをつくっているんです。
そういったふうに神奈川県の場合は、大いにこの太陽光発電を一般家庭へ広げようということで、県庁の体制も太陽光発電推進課という特別な課を設けて進めていると、こういう状況を伺ってきました。
徳島県のように、いろんな風力や小水力というのは、まだこれからの課題のようでしたけれども、この太陽光発電の分野では頑張っているなということを感じました。
徳島県としては、今メガソーラーの3カ所が決まったということもありますけれども、一般住宅への太陽光発電を進めていくということでは、この神奈川県のような取り組みも大いに参考にして進めていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

平島環境総局環境首都課長
太陽光発電を含む、風力、小水力の導入につきましては、国はもとより各都道府県でそれぞれの取り組みがされておるわけでございます。
本県におきましては、それぞれメガソーラー等の誘致、あるいは家庭や事業所への普及、地域の活性化、あるいは災害に強いまちづくりという4つの視点で今後それぞれの施策を展開してまいりたいと考えております。
神奈川県の御説明もございましたけども、それぞれの都道府県で特色のある施策を展開されているということでお聞きしております。

古田委員
東日本大震災があって、やはりエネルギーの問題というのは、それぞれが考えざるを得ない、そういう状況にあると思うんです。なんとか私たちも、このような取り組みをしたいと思われている方も、たくさんおいでだと思います。
ですから、そういう方にこたえるためには、風力とか小水力とかメガソーラーというのは、自治体とか企業で進めることですけれども、それぞれの家庭でも、こういった取り組みができるように、ぜひ県としても市町村と協力し合って補助金制度をつくっていただきたいと思うんです。
香川県でも、高知県でも、お隣のほうでは、そういう補助金制度をつくって大いに進めておりますので、徳

島県としても、ぜひ県としての一般住宅への補助金制度をつくって大いに進めていただきたいと思うんですけれども、それは、いかがでしょうか。

平島環境総局環境首都課長
ただいまちょっと触れましたけれども、家庭や事業所等への普及プロジェクトということで、国の住宅用太陽光発電システムの個人向けの支援事業の活用に加えまして、本県におきましては、木造住宅の耐震化とあわせて太陽光発電システムの補助をする、住まいの安全、安心なリフォーム支援事業がございます。
こういった事業に加えまして、来年度におきましては、県民啓発セミナーあるいは相談窓口等の設置も受けまして、県と市町村の連携を図りながら家庭や事業所への普及拡大をはかってまいりたいと思っております。

古田委員
前にお聞きしましたときも、そのように耐震リフォーム助成制度の中に組み込んだらいけますというんですけど、1部屋でも耐震ということで上限 40 万円、2分の1補助というのができて少しずつ使われておりますけれども、耐震が主ですから、それにあと 100 万円も余って太陽光発電をしようかというのはないわけです。
耐震化をまずはやらなくてはいけない。それも 80 万で 40 万の補助ですから、それでは、なかなか進まないんです。1件も使われていないでしょ。住宅課に聞きましたけれども、耐震リフォーム助成とあわせて太陽光発電を設置したなんて1件もありませんよ。
ですからやはり、独自に太陽光発電を進めるということで、私は取り組んでいただきたいと思います。これは、お願いしておきます。
それと、県有施設。この本庁もそうですけど市町村の施設、こういったところにも太陽光発電をしっかり進めて、設置している学校なんかに行きますと、今この太陽光では、どのくらいの電気が発電されますとかの表示がされています。
県として、自然エネルギー立県ということで、エネルギー協議会の副会長も知事はされているわけです。
ですから、大いに進めるという点では、この県庁にもそういった、自転車置場のほうでは少しされておりますけれども、本庁のほうへも設置して、入ってきた人に本庁のロビーでそれが見えるという状況にして啓発、普及に努めていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

平島環境総局環境首都課長
県有施設におきましても、本年度本庁に太陽光発電あるいはLED照明、リチウムイオン蓄電池を設置しておりまして、徳島保健所庁舎におきましてもグリーンニューディール基金を活用いたしまして、今年度末を目標に急速充電器等を設置いたしまして、太陽光パネル等を設置して見える化等を図っているところでございます。
先ほど少し御説明いたしました災害に強いまちづくりでございますが、今後、防災拠点となるような公共的な施設、あるいは民間の災害時に機能を最低限確保するような施設、そういったものに国のグリーンニューディール基金等の積極的な活用を図りまして、順次整備するような計画を今後策定し全体的な防災拠点の

機能強化等を図って、３点セットで、太陽光発電システム等を導入する方向で進めてまいりたいと考えております。

古田委員

では、積極的に進めていただきますようお願いしておきます。

次に、社会保障と税の一体改革の中で、共通番号制度を通すということで、2015 年 1 月の運用開始ということで2月 14 日に国で閣議決定をされて、国会に提出されたという状況なんですけれども、これは前にも少し質問させていただきましたけれども、大変な初期費用がかかる。全体では、6,000 億円かかるのではないかといわれています。それによって、生まれる効果がどれくらいあるのかということも国のほうでは示されていないという状況です。

そして、昨年の４月、６月には、全国に知事会が情報漏えいや目的外利用などの危険性を十分に検証して個人情報保護法策を確立するようにと、国民的な議論を喚起することということが指摘されて意見が提出されているんですけれども、本当にこの共通番号制度が導入されて、こういった心配されている点が守られるのか、そういった点ではどのようにお考えなんでしょうか。

宮本地域情報課長

番号制度の効果、導入費用の御質問かと思います。

現在、この番号制度につきましては、国会に法案が提出されまして審議が始まろうとしているところでございますが、さきに決定されました国の社会保障・税番号制度の大綱におきましては、費用につきまして別途検討する必要があるということで、導入費用については現在のところ明らかにはされておりません。委員の御発言のように全国知事会を通じまして、いろいろと御提言させていただいているところでございます。

また、番号制度は国家的な基盤ということでございまして、大変大きな規模になることが想定されておりまして、国におきまして全額経費を負担していただくということを求めているところでもございます。

また、現在、システム全体のことが決まっておりませんので、その効果等につきましても現在発表されていないところでございますが、これから徐々に発表されるものと理解しております。

いずれにいたしましても、この番号制度によりまして連携することによって行政システムの効率化でありますとか、国民負担の軽減でありますとか、また、きめ細かな社会保障というものが実現されていくものと考えております。

古田委員

いろいろ、きめ細かな社会保障といわれますけれど、給付つきの税額控除というのは、低所得者の方には払い戻しをしますというんですが、これはもともと、低所得者の方に消費税増税で大きな負担を強いるということが問題なので、それは消費税を上げなければ済む話なんですよ。お返しをしますよというのなら、最初から取らなければいいんです。

それから、総合合算制度ということで、医療や介護や子育てにかかる費用の負担の上限を決めてできるだけ抑えるというんですが、子育て対策、医療や介護というのは本当に今、たくさんのお金がかかって私たち

苦労しております。ですから、しっかりと施策をして子育て対策などを行うということで、わざわざこんなことをカードに全部入れなくてもできるわけです。

それから、災害時の場合も活用できるということをいわれるんですが、このカードがなければ災害に遭ったときに、いろんな給付が受けられないのかということで、それも問題で、これ赤ちゃんからすべての国民に対してのカードですから、そのカードがなければ給付が受けられないとかいうことになれば、子供からすべての人がそれを保持しておかなくてはいけないということで、いろいろ問題もあると思います。

ですから、私はこれは、国が決めてやろうとしておりますけれども問題があるということを、ぜひ言っていただきたいと思うんです。それと、導入している韓国では、大手の通信会社から 700 万人以上の個人情報を含む情報が流出して困ったとか、アメリカでも年間 20 万人くらいの不正使用で年金などの不正受給があるとか、そういう成り済ましの事件が相次いでいると。日本でも住基ネットによる情報漏えいとか、成り済ましなどがあるというふうな、こういったいろんな問題があるわけですから、やはり県が率先してこれを進めるというのではなく、慎重にやるべきだということで国に対しては物を言っていただきたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

宮本地域情報課長

番号制度の導入に当たっては、取り扱う個人情報、これが非常に秘匿性の高い社会保障や税にかかわる情報であります。また、国や市町村の機関で情報連携を行います。こういったことから、個人情報の漏えいでありますとか不正使用によります財産被害などを心配する声がございます。

こういった利用者保護ということから個人情報の安全の確保が非常に重要であると考えております。

こういった点から、制度においてはシステム面の保護措置といたしまして、取り扱う個人情報については保有する機関ごとのデータベースで管理する分散管理ということを取り入れておりますし、情報連携には番号そのものではなく見えない符号を用いての処理、またそれが蓄積されないようにする仕組みとなっております。

また権限ある者だけが許可されるアクセス制御でありますとか、厳格な本人確認ができる番号カードを活用するといったことがなされております。

また、制度面の措置といたしましても、法令で定められた事務でしか情報連携ができないようにしておりますし、インターネット上で利用者本人が番号に係る個人の情報を確認することができるマイポータルサイト、こういったものの設置もするということになっております。

また、個人情報を取り扱う機関に対して漏洩や不正使用がないかを監視いたします第三者機関を設置されることで現在考えられる限りの施策が取られていると考えております。

こうした中、県といたしましては、番号制度は情報を連携、共有することで行政事務の効率化というメリットが生まれると同時に住民の方々の負担も軽減されるということもありまして、利用者の不安が払拭されますように、情報漏えいや不正使用などが起きないための十分な措置を国に対して求めてまいりたいと考えております。

古田委員

内閣府の世論調査で昨年の 11 月時点で、国民の8割以上が知らないと答えているんです。だから私は、これは、拙速には進めるべきではないという立場を指摘しておきたいと思います。

次に、拝原の最終処分場の問題で、本会議でもお聞きしたのですけど少しお伺いをしたいと思います。

一つは、5カ年計画で環境省のほうに出されているんですが、県を通して再生事業ということで、交付金を国からもらって行う事業ということで、交付金の要綱に合うように計画を立ててしているんですけれども、その中で今の不適正な処分場から新しい処分場をつくるということで、ごみの減量化のことがうたわれているんですけれども、この前クリーンセンター美馬へ行って、お尋ねをしたら、2カ年間でこの新処分場への移転をするということなんですけれども、この間に焼却できるのは、どれだけたくさん焼いても 3,000 立方メートルであると答えられておりました。

全体のゴミが 21 万 7,000 立方メートルあるんですが、そのうち焼却できるのは焼却場の処理能力の関係で 3,000 立方メートルということで、これが本当に交付要綱に決められている減量化に当てはまるのか疑問だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

古田委員さんから、再生事業に対するごみの減量化という部分に関して、どのくらいの減量化が図れなければ再生事業に該当するのかしないのかといった質問であったと思うのですけれども、今回の国の再生事業に関しましては、減量化率ということは明記されておりません。

したがいまして、ある一定の減量化を図って、そのあと最終処分場の延命化を図るというのが目的でございますので、国については何％減量化しなければいけないという具体的な指針はございません。

古田委員

環境省で審査をすると、県は集めたものを環境省へ届けるだけだからということで、お伺いはしております。しかしやはりこれは、埋設地内の試掘結果というので紙類と繊維類、木、竹、わら類、これらを合わせますと埋められている分の4割が燃やせるごみなんです。 21 万 7,000 立法メートルの4割といったら単純計算で8万 6,800 立方メートルなんです。そのうち、燃やせるのが 3,000 立方メートルです。これでは、環境省が減量化もできていると認めたというのは、おかしいのではないかと思うのですが、そういう基準は何％しないといけないということは書かれていないというのですけれども、減量化は必ずやってくださいというのが、この交付金要項の中の文書だと思うんです。

これは、やはり問題ではないですか。

川端ゴミゼロ推進室長

減量化のことについての質問でございますけども、今現在の河川敷にある処分場、廃棄物ですけども、現在、推計としては 17 万 6,000 立法メートルございます。

新しく隣接地に移転するということで、それはある程度、手間をかけて減量化を図っていくということで、それだけで3万立方メートルの減量化になると。それにプラス可燃物については美馬のクリーンセンターで。

委員がおっしゃった 3,000 立方メートルというのは、月曜日から土日も含めて 1 日 16 時間の稼働で約 3,000 立方メートルだという御指摘だと思うんですけども、現在、美馬環境整備組合においては、24 時間連続運転ですれば 1 万 3,000 立方メートルの減量化が図れるということもいわれておりますので、こういったことに取り組むことによって、相当な減量化が図れるのではないかと認識しております。

古田委員

これは、24 時間営業にすればということですけども、今現在は、そういうことはできないわけですよね、ちゃんと一定の手続を踏まないと。それにしても、燃やせるごみのうちの最大限を見ても半分くらいだと思うんです。

ですからやはり、これはどこに新処分場をもっていくにしても、減量化をさらに図っていくべきだと思うんです。ぜひ、その点は美馬市とも連携を取り合って減量化に努めていただきたいと思います。

それと、新処分場の周辺というのは、本会議でも言いましたけれども、障害者施設がある、新処分場から 150 メートルくらいのところに民家がある、それから 300 メートル、県道までの間でいうとたくさんの人家があるわけです。病院もあります。病院が持っている施設なんかもあります。

そういう方々にとっては、自分の家の窓を開ければごみの山が見える。それから、神社もすぐそばにある。ということで、これはやはり、再問させてもらいましたけれども、生活環境の面でやはり問題があるのではないか。本当にそこで住んでおられる方々に、この前お話を聞きましたけれども、今までも、ここに今ある処分場にはたくさんのごみが、一般廃棄物が運ばれてきて、いつもいつも燃やされて臭いにおいが来たとか、真っ黒い煙が出ていたとか、すすが飛んできて洗濯物が干せなかったとか、そういう大変な状況であったわけです。ですから、私たちのすぐそばに、ごみは置かないでくださいというのが周辺の方々の願いなんです。

だから、徳島県の生活環境保全条例で、そういういろんな問題があったときには、原因のところとちゃんと対応して、知事も勧告ができるというふうになってますよね。ですから、こういったことで、そういう方々の思いをしっかり聞いて、そして県も最初に不適正だと国土交通省や環境省から言われて、最初に立ち上げた検討委員会の中には、県も入っていたわけですから、そこの問題は私たちに関係ありませんというのではなくて、対応していただきたいと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長

古田委員さんから、生活環境保全条例の指導勧告ということを言われておりますが、我々の認識としては、生活環境保全条例で指導勧告はできないと考えておるところでございます。

なお、廃棄物処理法において、第１条で生活環境保全事業と公衆衛生の観点からという底辺の部分で、廃棄物処理法は策定されているということでございますので、我がほうとしては、廃棄物処理法にのっとって適正に対処してまいりたいということがまず１点と、それと、平成 16 年とその後の豪雨によって内水被害が生じた地域の方々については、当然、早期着工を求める請願書みたいなものも一方では出ているということを我々は聞いておりますし、市としては、この移転計画が速やかにできなかった場合については、その築堤工事ができないと、そうするとあの流域、内水部分の家屋、住民の方々に対して今後も引き続き、こういった豪

雨のときに危険にさらされるという総合的な観点から、美馬市は判断したのではないかと我々は考えているところでございます。

古田委員
　今の不適切におかれている最終処分場をきれいに撤去して堤防を築いて、治水にもちゃんと対応するということでは、私たちも賛成ですけども、家のすぐそばにごみの山ができるのはたまらんという方々の思いも、今までもそこで御苦労されておりますので、そこのところは、ぜひ県としても県民が困っているわけですから、そういう思いはしっかり受けとめていただきたいというふうに思います。
　最後に鳥獣被害の問題でお伺いをしたいと思います。今度、新しく24年度から5カ年計画と第11次の計画がそれぞれ出されているんですけれども、私は、この3月31日で終わる第10次計画の達成状況は、どういう状況にあるのか、お伺いをしたいと思います。

岩野自然環境課長
　第10次の鳥獣保護事業計画の達成状況の御質問でございます。第10次の鳥獣保護事業計画のことしは最終年度になってございます。
　そういった中で、鳥獣被害がふえておるということで、２つ大きな目標がございました。 捕獲事業の推進ということと、担い手を確保していく、新しい捕獲体制の整備ということでございます。
　担い手の確保につきましては、平成21年度、新規の狩猟者の取得状況は74名、22年度は172名、23年度は212名と、ここ3年の間では次第に免許の取得者がふえている状況にございます。
　それから、本題の捕獲事業につきましては、今現在、狩猟期間中でございます。昨年の11月15日から、シカ、イノシシにつきましては、この3月15日までが狩猟期間中でございます。
　捕獲につきましては、いわゆる狩猟期間中と狩猟期間以外の2つに大きく分けることができます。特にニホンジカにつきましては、22年度約4,600頭が捕獲されておりますけれども、その6割の約2,800頭が狩猟期間以外、つまり有害鳥獣捕獲と個体数管理によって、捕獲されています。残りの4割、約1,800頭が狩猟期間中の捕獲ということでございます。
　本年度につきましては、狩猟が始まりまして、それ以降につきましては、まだ取りまとめができておりませんので、10月末までの狩猟を除きました頭数といたしまして約3,120頭、これは22年度の狩猟以外の捕獲数を既に10%上回る捕獲を達成しております。
　仮に11月以降に昨年と同等の狩猟等の捕獲がされますと、本年度は昨年を上回る実績になるということも予想がされております。
　イノシシにつきましては、狩猟に係る部分が6割以上を占めておりますものですから、今現在、取りまとめができておりませんので詳しい状況はわかりませんけれども、いずれにしましても19年から23年度までが第10次でございましたけれども、捕獲につきましては次第にたくさんとれております。
　もともとの捕獲の計画自身が、シカを3,800頭ということでございましたので、今回、第11次では、それをさらに6,300頭ということでふやしております。
　そういった意味では、第10次については、ほぼ達成はされたと。しかしながら問題は、これは幾らとれたか

ということではなくて、いかに農業被害が軽減されたかどうかということが問題ですので、今後の被害状況、実績の取りまとめを注視してまいりたいと考えております。

古田委員

狩猟の免許もふえて、捕獲頭数も大分ふやして頑張ってくださっているということがよくわかりました。

それで、お伺いをしたいことがあって、そういういろんなことに携わっている方々からお聞きしたのでは、その狩猟期間中とそうでない有害駆除、それから個体調整の捕獲というところでは、狩猟期間中においては補助金が出ないということになっているようで、なかなかやはり、どの期間であっても1年中捕獲を頑張ってくださっている方々に対して、やはりきちんと補助金を出すと。それで、しっかりと捕獲をしていただくということが１点と、剣山系の場合は、大分力を入れてくださって捕獲もふえている。それから、モミの木なども食い尽くされて食害が広がって食べる物が少なくなったということもあって、そのシカの被害などが池田町のすぐそばまで来ていると。ある緑の事業で企業の方がケヤキを植林されてくださって進めてくれているのですけども、そのケヤキまでも食べているというふうな状況があるようです。

ですから、広域にその被害が広がっているということでは、御認識されていると思うんですけども、県としても、その広い範囲での被害状況を調査していただくのとあわせて、補助金を狩猟期間中も出すという方向にできないものか、その２点をお伺いをしたいと思います。

岩野自然環境課長

一年じゅう、市町村から今現在、報奨金というものが出ております。

狩猟につきましては、狩猟期間中、登録税ということで一般の方がだれでも入って狩猟ができると。片方でそういう登録税という税金をいただいております関係上、スポーツとしての狩猟という概念のものもございますので、そこは一つ分ける必要性があるだろうということで、市町村も、それについてはお支払いをしていない。ただ一部、被害がたくさん出ているところにつきましては、有害の捕獲につきまして報奨金が出ておるところもございます。それはそれぞれ、市町村の御意向というか考え方にしたがっていきたいと考えております。

それから、広域の剣山南西部、剣山地域、吉野川南西部については、御指摘のとおり最近非常に、シカがふえてきております。第11次の鳥獣保護事業計画、第3期適正管理計画におきましても、この里山地域のシカの捕獲を強化するということにしております。調査につきましても、第10次では63カ所だったものを、今回80カ所を超える調査地点をふやしております。

それから、里山地域での調査地点をふやしておりますので、こういった調査結果に基づきましてふえたところのシカの対応を行ってまいりたいと考えております。

寺井委員長

午食のため休憩いたします。（12時03分）

再開は午後1時といたします。

寺井委員長
　引き続き委員会を再開します。（13 時 04 分）
　質疑をどうぞ。

藤田委員
　お昼１番ということで、二、三お伺いをさせていただいたり、お願いをさせていただきたいと思います。
　まず、６月議会に登壇させていただいて、今の徳島県の集落の状況、限界集落が非常に疲弊してきているという中で、選挙の期間中それを実感していたわけでございますが、徳島県が全国でも一番、限界集落が進んでいると、こういうふうな御答弁をいただいて、早速、限界集落対策ということで、徳島集落再生プロジェクトというものをつくっていただいて、今議会でも、これについていろんな質問がなされたわけであります。
　また、新年度予算をいろいろ検索させていただくというか御説明いただく中で、限界集落を含む過疎対策のお金が結構出ているなと、これは部局ができたからとはいいませんが、非常に目につく。項目がたくさんありまして、各部局にまたがったなかでのいろんな諸事業が展開されているなという感がしているんですが、果たして今、限界集落再生の素案をつくっていただいた各課でそういうものをまとめて、来年度予算では、どのくらいのものが限界集落への事業としてとらえているのか、まずお知らせください。

相田地方主権推進課長
　ただいま徳島集落再生プロジェクトの関連の予算として、平成 24 年度の当初予算にどの程度の事業が盛り込まれているかとの御質問でございます。
　24 年度当初予算におきましては、我々、地域振興総局を初めとして関係部局において 36 の取り組み策を今回盛り込んでいるところでございますけども、その関連事業を計上しているところでございまして、全体といたしましては事業数で 85 でございます。
　金額面では、約 37 億円の事業を盛り込んでいるところでございます。

藤田委員
　これは、公共工事も入っているんですか。

相田地方主権推進課長
　公共工事につきましては、総合的な対策でございます過疎計画に基づいて行うということにしておりますので、今回の集落再生プロジェクトの中では、公共事業につきましては予算の集計上は盛り込んでおりません。

藤田委員
　公共事業を除いて全体で 85 事業の 37 億円。本当に頑張っていただいておるなと、来年度の地域の生きざまに活が入れられる大事な時期の出発としては、ありがたいことかなという気がしています。
　ただ、さっきの御説明のとおり、85 事業で 37 億円ということになると大変な事業になるのかなと、非常に整

備が難しい面もあるのかなと、こういう観点からすると、庁内の連携とか県民局とかいろいろあわせて、効果を出すためにどういう体制をとるのかなと、そういうふうなことが疑問視されるんですが、その辺はどうなんですか。

相田地方主権推進課長

ただいま集落再生プロジェクトの事業を進めるに当たって、どういった体制をとっていくのかという御質問をいただきました。

この集落再生プロジェクトにつきましては、非常に幅広い行政分野の対応が必要となってくるということを考えておりまして、関係部局が十分に連携協力しながら事業を行っていく必要があろうと考えております。

来年度におきましては、現行の過疎法が平成 27 年度末で期限切れを迎えるということを踏まえまして、過疎の村の再生延長に向けまして新たに、国への提言を行っていく組織としまして、知事とか市町村長をメンバーとします戦略会議的なものを設けていきたいと考えております。

その下に、下部組織といたしまして、県の過疎対策に関係しております主要な課、それから南部西部の総合県民局、それから市町村の職員なども入っていただいて、検討チームをつくっていきたいと考えております。

その検討チームを置く中で、今回の集落再生プロジェクト、十分な横の連携もとりながら、調整しながら進めてまいりたいと、このように考えております。

藤田委員

非常にソフトから、いろんな事業があると思うんですが、特に市町村が主体でどうコントロールしていくか、お互いに本当に地に着いた、その各地域地域の集落に合うような施策展開という大ごとになってくるのだろうと思うんですが、その新しい部局も第１期は9部局ということで、部局の再編も行われる中で、この過疎対策の支援の核になる形は、私は前々から御提案も申し上げておりますので、今度の部局体制の中で意思取りをやっていただいて、本当にこの 85 億円が過疎地のカンフル剤の大きな役目になれるような形で推進していただくことを御要望させていただきたいと思います。

あと個々の事例なんですが、私の美馬市のほうも、このいろんなプロジェクトの中にあるんですが、いろんなことを聞きたいんですが、御存じのとおり薬草という問題があるんです、中山間の事業として。

私がテレビで見た高知県のある村では、相当のウエートを占めた年間売り上げを出している。これは、NHKかどこかの放送にも出ていたと思います。やはり、集落再生の1つの大きな目玉商品になる可能性がある。

ちょうど 1 年前ですか、改選前のときに、太田胃散さんという会社がありますが、そこの社長さんの奥さん、息子さんに県庁へ来ていただいてお会いしました。これは、美馬に藤島画伯さんという絵の先生がおるんですが、その人と非常に懇意な方で、それでニガキという私も初めて用語を知ったんですが、太田胃散の中のあの苦みのある薬草は、徳島県から剣山系の中によいのがあるのかなと、そういう話を聞きまして、それで美馬市も当然、その藤島さんの御出身地なものですから、いろんなお話し合いをして、地域の河野メリクロンさんといろいろと話もした経験がある。だから、薬草ということが、地域の1つの大きな再生の中の目玉

になり得る可能性もある。
こういうものを含めて、いろんなプロジェクトがあるのですが、まず、美馬が今取り組んでおる薬草、こういうものも検討して、どう思うのか御所見を伺いたい。

相田地方主権推進課長
薬草について、集落再生での観点での活用という御質問でございます。
今回の集落再生プロジェクトの中におきましても、薬草の活用ということで盛り込んでおるところでございます。
過疎地域におきましては、農業者の減ということで耕作放棄地がふえているという状況の中で、薬草につきましては、ある程度、付加価値が高く鳥獣害の被害も少ないというふうにいわれているということから、それをなんとか地域で普及することによって農家の現金収入につなげていけないだろうかということで、薬草栽培、薬膳料理の普及ということを盛り込ませていただいております。
具体的には、１点目は委員から御紹介のございました美馬市さんで、薬草の試験栽培に取り組まれようとしておるところでございます。それを、今回の県のプロジェクトにもしっかりと位置づけをさせていただきまして、それを支援もしていこうと考えておるところでございます。具体的には、美馬市さんに、美村が丘という宿泊交流施設というのがございます。そちらのほうで、いろんな薬草の試験栽培をこれからやってみようという取り組みが市長さんのリーダーシップのもとに行われておりまして、そういう取り組みが、ぜひ、成功すればよいなということで、県としても一緒に連携しながらやっていかせていただきたいと考えておるところでございます。
２月にも、薬草の試験栽培に向けて漢方薬のメーカーさんに来ていただいて、説明会の開催なども行ったところでございます。
それからもう一点、私のほうで取り組んでおりますのが、薬草を使ったおかゆを普及することにより薬草栽培が広がることによって農家の現金収入につなげられないだろうかということで、阿波美粥というプロジェクトを進めさせていただいております。
これに関しましては、徳島大学薬学部の高石教授や那賀町の四季美谷温泉の方とかいろいろと加わっていただきまして、新たなおかゆのメニューを開発していこうということで、健康と美容によいおかゆ、こういったものを開発して、それを宿泊施設等で提供することによって消費を拡大していこうという取り組みを今現在行っているところでございます。

藤田委員
糖尿病対策とか、いろんな徳島県のプロジェクトがある中で、そういう部分的な活用も大事ですが、やはり薬草業者さんといいますか、山間部の中山間のほうに行きますとそういう収集をなさっている業者もあるし、池田薬草さんとかいろいろありますが、ただやはり、太田胃散の社長夫人との話の中で、いままで外国から仕入れていたのだけど、中国の漢方の需要が大分高まってきて、輸入が非常に困難だと。それと品質の安定という点で国内産にかなわないと、そうすると量の確保がどうなのかというのが、商売の上で一番大事なことだろうと思うんです。

うちの地元の美村が丘でやっているのは、新栽培でそれなりにあるんですが、県として市町村とタイアップするときには、企業への信用という問題が出てくると思うんです。

例えば、ニガキをやるにしても、そのニガキを買ってくれる人、少しの耳かじりと自分なりに調べた中では、香川県さんがほとんど製品化しているんです。集めるのは徳島の業者が集める。例えば、今出した桑の葉だとか、かんきつ類のハッサクの葉っぱとか、あらゆるものが、一時やめていたものがまた回収されている。

それだけ、漢方薬ブームというんですか、薬草に対する思いが出てくるのに、それではそれを、本当に徳島の産業になるようにするにはどうするかというと、量の確保と品質安定と売り先の確保だろうと思う。

ちょうど、漢方を一番たくさん使うのは、津村順天堂さんらしいです。

だから、前向きな販売に対する支援も、できれば県庁さんがやはり信用力と力を貸して、それで業者に安心を植えつけた中で、よい製品をつくるのは地域ですが、橋渡しは市町村でそこまでできるかなと、そういう思いも私はしておりますので、ぜひ、そういうところにも目をつけながら、担当者の方が例えば津村順天堂さんに行ってくるとか、それで状況を聞いて、それで徳島の中で徳島で生産したものを6次産業にすると、そのような方向づけを県庁のノウハウの中で、ぜひ、構築していただいたらありがたいなと御提案しながら、薬草の販売等について真剣に考えていただきたい、お願いをしておきたいと思います。

限界集落については最後になりますが、もう一点、先ほど古田議員さんからも話が出て、いろんな意見の違いと感覚の違いがあるかもしれませんが、１点だけあったのは、シカやイノシシの補助金を出していただきたい。これは、私は地元としても、これは年じゅう出していただきたい。「おい小池」ではないですが、ウォンテッドですから、指名手配者ですから、鳥獣被害は、年間出して捕獲をしていただきたい。

それが集落の再生にもつながると、集落の力が落ちてきているから鳥獣が出るのかもわかりませんが、やはり駆除しなければならない。

先ほどの話ですと、6,000 頭の目標というような話もありましたが、やはりこれも、捕獲だけでなくて、それを売るすべをどうするのかなと。この前は、農林水産部の所管でしたが、シカの食事会を美馬でやっていただきまして、初めてシカの肉を食べましたが思ったよりおいしかったです。

ただ、コストとか、いろんな面がまだあるんでしょうが、やはり川下対策というのと一緒で、捕獲したものをお金にして、それで地域の人が元気が出るようにしてあげないと。ただ捕獲するだけでは、ほとんど価値もないし行われないのではないかという気がしておるんです。

あわせて、このシカとかイノシシの対策というのは、どういう形でお考えなのかなと、プロジェクトの中で、お答えいただきたい。鳥獣被害のほうは結構です。それはさっき言ったように、ウォンテッドでお願いしたい。年間を通して補助金を出していただきたい、古田さんと一緒になってお願いをしたい。

相田地方主権推進課長

鳥獣被害の主に活用のほうでの御質問でございます。

この集落再生プロジェクトの中におきましても、地域資源の活用という視点を重点分野に取り組んでおりまして、その中で野生鳥獣の食肉、料理への活用ということを盛り込まさせていただいております。

その中では、１点目はシカ肉の処理加工施設の増設、それからジビエ料理の活用、消費者への認知度の向上といったような項目で入れているところでございますけれども、これにつきましては、主には農林水産部

のほうで取り組んでいただくことにはなりますけども、我々、地域振興総局におきましても、できる限りの取り組みをやっていこうということを考えております。

具体的に、今やっておりますのが、１月にゆめタウン徳島のほうで、村の宝を伝えたいプロジェクトということで、過疎地域のすぐれた産品、それを発掘しまして広く県内外の方にアピールしようという取り組みで展示販売会いうのを行っております。

その中でも、美馬市さんからも、シカ肉のコロッケ、シカ肉のローストといったようなものを出店していただく業者の方に参加いただきまして、その中で消費者にアピールしながら売っていただいた。結果としまして、持ってきていただいたシカ肉すべて売り切れたという状況で、非常に出店者の方からも御好評いただいたところでございます。

それからもう一点、私のほうで、先ほど申し上げた薬膳料理の普及ということで、阿波美粥というおかゆのメニュー開発を今行っておりますけども、その中で、おかゆにトッピング、足すものとしまして、シカ肉のスープといったようなものもメニューの１つに加えていこうということを考えているところでございまして、こうしたいろんな工夫をしながら、消費者の認知度を高め消費を高めていくような取り組みを所管部署と一緒になってやっていきたいと考えております。

藤田委員

本当に、徳島集落再生プロジェクト、畜産課にお出ししたものと一致しておりますが、
皆さんの熱意に期待しておる人がたくさんいる。

先ほども、いろんな施策、プロジェクトに合わせて、国の力も借りて、地域にお金も要るかもわかりませんが、地域の力を結集して頑張れるような体制をつくっていただきたいと。それには、さっきのプロジェクトを推進するにも、先ほどお話ししましたように、地域の人だけが頑張っても、なかなか難しいのかなと、本庁の人も、今のおかゆのレシピ、そういうのを使っていただくのは、都会の人。

だから、徳島県を挙げて全体で集落再生を支えていかなければならない。それを徳島から発信して、みんなの力で限界集落を守っていただく、森林の川下、川上と同じような関係ですね、そういうものを、ぜひ、構築していただきたい。

次、新部局がどういう展開をするかわかりませんが、このプロジェクトにのっとった形を、県民全体で共通の課題としていただくために、総局長は、どういう決意なのかを最後にお願いしたい。

床桜地域振興総局長

ただいま、限界集落についての御質問をいただきました。

徳島県というのは、限界集落の割合が全国平均の実に 2.3 倍に上ります 35.5％という状況でございまして、その中には、ここ数年で消滅集落になるんではないかと危惧されている集落もございます。

ただ、こういった集落には、すばらしい景観であるとか、あるいは代々引き継いできた守るべき伝統文化、そして人の数が少ないんですけども、それだけに濃い人情といったものがあります。

そうした地において、日々じいちゃん、ばあちゃんが山を守り、畑を守っていただくことによって、水源が涵養され、あるいは自然災害を抑えていただいていると考えております。

やはり、こうしたことについて、今、委員の御指摘をいただきましたように、過疎の地域の問題は過疎の地域の問題だけではない、県民共通の課題であるということ、そして同時に都市の力も吹き込んでいくべきだということは、まさにそのとおりだと、このように考えておるところでございます。

具体的には、やはり多くの方にそれを知っていただくように、できるだけわかりやすい形で、例えば、子供にもわかるような形でのパンフレットをつくって、いろんな場面でそれを活用した説明をするとか、あるいは、先ほど課長が御説明しましたけれども、すばらしい産品が限界集落にございます。

それを、見て触れて感じていただくような場を来年度においても、それを持っていきたいと、このように考えているところでございます。

正直申し上げて、限界集落の問題というのは、県政の課題の中でも最も難しい課題の１つではないかと思っておりますけれども、これはしっかりとスクラムを組んで正面から取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

藤田委員

私は前々から、この問題は徳島県の大半の 75％、80％くらいの集落、市町村の問題だととらえておりますので、本当に立派な計画が、絵にかいたもちでなく、食べられるように、なお一層の期待をして、本当は部で持ってほしいなと思うくらいですから、来期は新部の中で、どこに位置するかわかりませんが、頑張っていただきたい、お願いをしたいと思います。

もう一問、環境のほうで質問させていただきたいと思うんですが、まず自然エネルギーということで、環境の話に入るんですが、古田議員さんのほうから、私の地元のお話をしていただいて、徳島市がその問題について可決して。そんなばかな話はない。反対なのか、減量してでもやれというのがよくわからんのですが、地元行政は地元行政として一所懸命に取り組んでいるのは間違いない。

今のまま置いておけば、それこそ環境の悪化を招く、これはもう周知の事実である。だから問題は、施設は立派なものができて、そして当然そこは管理運営をやるんですから、地域の人にうっとうしがられないような環境整備をしていただきたいなと、これは、徳島県のほうからもアドバイスをしていただきたい。

例えば、韓国のソウルオリンピックの前でしたか、ごみの山が公園になって、この前、韓国に行ったときに、あのごみの山はどうなったんですかというと、今、通っているところがそうですよ。ソウル市民の憩いの場所になっています。公園として使われています。これは、韓国オリンピックの前は、ごみの山だったんです。これは、間違いない話、調べてもらえばわかる。

だから、必要なものは必要なんですから、それはそれで一生懸命に地方自治体がやっておられることには協力して、それでそれが、行き過ぎたものにならないように監視をしてください。その面では、御指導のほどを、ぜひお願いをして、地域から徳島県の全部の環境がよくなるような、そういう方策をやっていただきたい。地元として私は、お願いをしておきたい。

それに引き続いてですが、先般、徳島県のエネルギー立県とくしま推進戦略という大きなガイドラインのもとに、徳島の自然エネルギーを推進するということで、早速、関西連合の中での知事のお話のとおり、徳島県の候補地を決めてソーラーの公募をやると言った途端、２月に、もうすぐに、新聞でも御存じのとおり３社

が公募をして決まった。これは所管が違いますので、それはよしとして、この背景にある自然エネルギー立県の環境部としてのお考えを教えていただきたいのは、徳島県が一番になって、補助金制度、それから貸付制度を創設して、特に家庭電力、先ほどの古田さんの話ではないですが、自分の家につけています。相当のお金が要ります。だから、つけてもう 10 年近くになりますが、果たしてこれ採算、ペイするのかなという思いもあります。

自然エネルギーをふやさないといけない反面、家計的な面からすると本当にこれはペイするのかなと、推進して一般の家庭の家計の負担にならないかなと、自分のところでやって計算してみて、そういう思いもあります。

ただ、やはりエネルギーの自然への優しい負荷ということを考えると皆が考えていかなければいけない面もあるかもわからない。そうしたときに、企業としてこれをやると。そこには利益追求というのが入ってきますので、ただ県庁がやったり公共機関がやるのと違って、まず採算ベースはどうなるのかと、大事な問題がある。

その中で、この買取制度というのが本当に機能するのかどうか、まず所見をお伺いしたい。

平島環境総局環境首都課長

本県の自然エネルギー立県推進に向けての基本的な考え方等をまず申し上げます。

御承知のように、東日本大震災から丸１年を迎えようとしていますが、東日本大震災によりましてエネルギーの安定供給、あるいは自然エネルギー社会の実現というのが国民的な課題となっております。

太陽光、風力、小水力に対する自然エネルギー導入への期待が高まっている状況の中で、本県としてもエネルギーの地産地消を進めて、災害に強い自立分散型のエネルギー社会に近づけていくといったことを推進していく必要があると考えております。

こういったことから、震災後、本県においても有識者会議等を立ち上げまして、これまで議論を進めておりまして、このたび案という形で推進施策の戦略を策定したところでございます。

また、今回の１つのきっかけとなりました、電力の固定価格買取制度でございますが、これにつきましては、昨年の８月に特別措置法が成立いたしまして、本年の７月から電力固定価格買取制度が施工されるということでございます。

そんな中で、昨日３月６日に、やっと人選が固まりまして国のほうで調達に関する委員会というものが設定されたところでございます。

そういった中で今後、電力の具体的な価格とか期間が決定されるわけでございますけども、巷間言われておりますのは、価格については 35 円から後半、期間については 15 年程度あれば、メガソーラーも含めて採算ベースに乗るのではないかというふうな御意見が多数でございます。

ただ、そういったものについては、今後、国のほうにおいて４月中をめどに価格決定をして５月くらいに経済産業大臣が告知をするというような流れと聞いております。

藤田委員

時間が押し迫っておりますので、簡単にお答えいただいたらありがたいと思います。

まず、国の政策がよくわからない。要するに原子力が 3.11 の大きな事故の中で、非常に危険だということ、本当はチェルノブイリもあったんでしょうが。

それで、自然エネルギーというのは、風力発電で、知事はそれをブームだと徳島県でも参加した。

ただ、それが採算に合うのかどうかというのが一番の大きな問題で、徳島県もそれに先駆けて、多分この補助金というのは、例えば、徳島県は、いち早く補助金制度という制度を確立したが。他県はどうなんですか。やっているんですか、やっていないんですか。

平島環境総局環境首都課長

すべての都道府県の制度を詳細に、まだ把握しきれていない部分もございますが、例えば岡山県につきましては、既に制度創設をしておりまして、1 メガ 2,000 万円というような1メガ単位で補助金を出す。今回 24 年度予算案では、北海道が本県と同様の初期投資の５%を補助するというような制度を策定して、されていると聞いております。

藤田委員

本来ならこれは、私にも難しい話なので、先ほどの古田委員の発言のとおり、民間活用には補助を出す、企業にはやはり商売というのが入るから補助が出ないのかなと、こういう単純な思いですが、本当はエコに移行するのだったら国の方針と国の考え方がきちんとならないと。これは果たして企業採算ベースに乗ってくるかと、買取制度だけで 15 年間の買い取りが転嫁されるときに、その転嫁されたものは一般消費に回ってくる。これが私らの家庭電力から工業電力も全部上がる、そうするとインフレの傾向になっていかないと世の中の体制が持たない。

そうすると、それを解決してもらうのは、県や市では、まず無理だろうなと。やはり国の施策に、どう徳島県とか先進地が取り組んだのか、どう発信していくと、国の施策の中でこのエコをどう確立するのか。例えば、何%くらいは自然エネルギーをやるんですよ、ほかは火力ですよ、こうですよというのは、やはり姿が見えてこないと。ソフトバンクさんですから入れてくれるかもわからんけど、一般の人は、なかなかできないんじゃないか。

徳島も一生懸命に候補地を探して、本当にエコの県にしようとしても、そこに企業を入れることには弊害があるのではないかと私は思うんですがどうでしょうか。

坂東総局長、最後に御答弁いただけたら。

坂東環境総局長

委員からも御指摘があったように、本来でありましたらエネルギー政策の話でございますので、国のほうでしっかりとした方針を立て、それぞれの役割分担の中で私たちはどういうふうに頑張っていくか、そういうふうなことが基本ではあると思うんです。

ただ、昨年の震災以来、この自然エネルギーというものに対する期待が高まっておりまして、国のほうで既に電力固定価格買取制度の法制化がなされているところでございます。

その法制化に対しまして、実は民間企業というのは非常に敏感でございまして、本県もいち早く候補地を

公表させていただいておるわけでございますけれども、県有地のみならず市町村有地、あるいは民間の土地にも、民間企業からの調査が入っているということを伺っております。

制度ができた以上は、１つは地域間競争という面もございます。我々としては、できるだけ自然エネルギーに恵まれた本県の特性を最大限生かして、できるものであれば本県に新たな投資を誘発したいという思いも当然ございます。

ただ今回、県有地でございますけれども、我々の環境総局の思いといたしましては、県内各地にメガソーラーあるいは風力、小水力の発電施設を誘致あるいは、地元企業から積極的に事業に参画することによって拡大をしていってほしい。そういう思いもございまして、今回の戦略も策定中でございますし、市町村との連携体制も強化しながら取り組んでいるところでございますので御理解を賜りたいと思います。

藤田委員

坂東総局長のほうから、自然エネルギー立県とくしま推進戦略についての御説明をいただいたわけですが、県有地を提供するのも大事ですが、やはり民活というんですか、いろんな形で企業が出やすくなって、それが企業ですから採算が合うようにするための方策を、徳島県はいち早く補助金とか貸付金制度もつくっておるんですから、それを無にしないように国との連絡を密にしながら、本当にすばらしい立県が目指せるような形の隘路はたくさんあると思いますので、また、いろいろと質問させてもらいますが、基本的には企業が成り立つような、来てすぐに撤退するような形では大変なことになります。

企業を支援することもたくさんあります。また、頑張っていただきたいと思います。

終わります。

長尾委員

私からは、事前委員会で質問させていただきました、徳島県汚水処理構想について、関連した質問をさせていただきたいと思います。

１月に県民意見の募集、パブリック・コメントをまとめるという話がありましたので、それをちょうだいいたしました。

これは、下水環境課がまとめたものでありますが、意見の提出が 24 名あって、件数は 41 件、うち 17 件は同じ趣旨の意見ということで、項目別に御紹介しますと、整備手法に関することが 11 件、整備目標に関することが2件、下水道集落排水施設等の整備促進に関することが3件、合併処理浄化槽の整備促進に関することが一番多くて 16 件、汚水処理施設整備の県民への普及啓発活動に関することが2件、その他が7件ということで、県民の意見としては、この汚水処理構想の見直しに対しては、合併処理浄化槽の整備促進に関することが一番多いというパブリック・コメントが出ているようでございます。

そういう中で、整備手法とか整備目標とかあるんですが、この整備促進ということについて、県民の皆さんの意見というのは、例えば、汚水処理施設である合併処理浄化槽の維持管理は市町村が責任を持って行うべきであり、そのために、合併処理浄化槽は、市町村設置型により整備する必要があるという御意見であるとか、市町村設置型合併処理浄化槽について三好市以外は普及しておらず、原因は何か解明して他県の事例を参考に市町村の負担を減らすように努力しなければ実現は難しい。

また、浄化槽市町村整備事業による発生汚泥量の目標年次の数値の見直しがもう少し必要であるとか、徳島県ではなかなか下水道工事は進まず、合併処理浄化槽の設置が急務と考えると、市町村において合併処理浄化槽への補助を進めているが負担額が多いようで設置は進んでいない。

設置者の負担額をゼロにすればどうかとか、さらには合併処理浄化槽の整備では個人設置型への設置補助金を新設・転換ともに廃止し無駄な支出は削るべきである。補助金を廃止しても現状の整備量は維持されるとか、または徳島県は下水を整備することが難しい地域が多いため浄化槽からの排水を改善していくことが必要と、適正な維持管理が継続して行われている施設に対し、管理費用の補助を行うことで適正な汚水処理が推進できる。

下水道等へは市町村一般会計からの繰り入れがあり、合併処理浄化槽の維持管理に対しても同程度の補助を行うべきであるとか、財政事情が厳しい中、汚水処理人口普及率を向上させ徳島県の美しい川を守るために単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を優先的に進めていくべきだと、また、その条件として適切な維持管理、保守点検、清掃、法定検査の義務を果たすことを条件とする。

個別処理、合併処理浄化槽では、維持管理のルールが守られていない浄化槽は多数存在する。浄化槽維持管理に関してのPRが不足しており、県民の意識の向上が不可欠である。

また、合併処理浄化槽の維持管理については、法定検査機関と連携して維持管理体制を構築、浄化槽維持管理一括契約し、運営したほうがより効果的と、こういうような整備促進に関する意見があり、この意見に対する県の考え方もここには書かれておるわけでありますけれども、これから人口減という中で下水道に対する見直し、そしてまた、災害ということに対して比較的早く復旧できる、または安易ということで、この浄化槽の普及と、こういうことが今問われているわけでありまして、一連の委員会の説明文書の中で、例年と同様な文書で、私は、昨年の 3.11 の教訓が生かされてないということを指摘をさせていただいたわけでございます。

そこでまず、こういった状況の中にあって、先日この環境技術センターが発行している「みどり」という中に、環境総局長に要望書を提出というような見出しで1月にこうした要望が行われたと、この中で坂東総局長の要望に対する答弁といいますか、まず、要望の趣旨の1点は、汚水処理普及率の低い徳島県の状態を改善するため合併処理浄化槽の普及をより一層、進めていただきたいというのが1つと、2つ目が他県に比べて法定検査不適正率も高いため適正な施工及び維持管理を徹底するシステムを早急に構築願いたいと、こういう2点の要望に対して、坂東総局長は、今も各市町村に対して市町村設置型浄化槽の導入を積極的に働きかけてはいるが、なかなかよい返事がもらえていない。現行の制度では、市町村で条例を制定しなければならないなどハードルが高い部分もある、もう少し取り組みやすい制度設計を考える必要があり、例えば個人で設置するが維持管理は市町村が関与するとか、逆に市町村が設置し後の管理を外部委託する方法、また市町村全域を対象とせず局所的、部分的に導入するミニ市町村型のような制度の検討も必要と考えると返答したと、こういうふうに書いてあるわけです。

この前の事前の説明のときも、市町村への転換という中で明確に市町村型という表現がなかったり、市町村型の目標ということがなかったわけであります。

これは大変、残念なことだと、私は思っているわけですが、1つの工夫として一括契約というのを那賀町で試験的にやって、それがまとまった。そして知事もマニフェストで自分の任期中に 10 カ所をやるということを

表明されて、その1年目である今年度は、最近、鳴門市と神山町で協議会が設立されたと、これは、室長さん等関係者の御努力によるものだと思いますけれども、ここは半歩前進、大いなる前進だと思うんですけれども、その中で、鳴門市と神山町で協議会が設立されたと、そこでこの2つの一括契約の実施時期の目標というのは、いつごろをめどにしておるのか、それをお聞きしたいのと、今それぞれの市町村に働きかけてはいると思うけれども、新年度の目標というか、幾つの自治体をやりたいという決意で結構ですから、それがあれば教えてもらいたいし、それともう一つは、一番よいのは、市町村型であって旧町でいえば、山城町と井川町だけれども、市町村型というものを、県としては、いつまでにどの程度やりたいという思いを持っておるのか教えていただきたいと思います。

川端ゴミゼロ推進室長

まず1点目の、神山と鳴門市で協議会が設立されて、一括契約の具体的なスタート時期はいつなのかとの御質問でございますけれども、神山町については業者数も少なくて時間的にも早くまとまった状況でございます。

しかしながら、鳴門市については、比較的に業者の数も多いので、その業者間の調整で少し長引いているという状況でございまして、神山町については、大分、課題というものが整理されてきて、それで合意が得られるようで、3月 18 日くらいに合意が得られるのではないかなということを聞いておりますので、それから周知期間を設けて、それ以降については一括契約のスタートを積極的にやっていきたいと考えております。

次に鳴門市でございますけれども、やはり業者数が多いということで、調整に時間がかかるということで、鳴門市の一括契約のスタートについては、現時点ではいつになるか未定であると思います。

ただ、そういった中でも、我々行政が入って、できるだけ早く一括契約の課題が解決するようなアドバイスもするなど、一括契約が早くスタートできるように、我々も努力していきたいと考えております。

それとあと、新年度の目標についてなんですけれども、昨年度、全市町村を回っておりまして、今回、神山町と鳴門市が正式に協議会が設立されたわけですけれども、それ以外の市町村についても、この一括契約制度に前向きな市町村もございまして、それについては、今、種を植えたような状況でございまして、来年度以降、また協議を進めて花を咲かせていきたいと考えておるところでございます。

あと、市町村の設置型についての御質問でございますが、設置型については、平成6年に制度が創設されて、なかなか普及が進んでなかったということでございますけれども、委員の御指摘のように東日本大震災で非常に災害に強いことが証明されたということでございまして、例でいえば、岩手、宮城の被災状況調査では、浄化槽の全損は推定も含めて 10%以内であったと、そして応急修理を含めると 90%以上が使用可能であったということで報告も受けておりますので、今後、我々としても、合併浄化槽を推進していきたいと考えてございまして、ただ、現行の制度が、市町村設置型と申しますのは、市町村が整備し、そしてその後もずっと管理していくということで、市町村の負担が非常に大きいということで、その市町村の負担の軽減の観点から、これは国の制度でございますので、国に対してこうした負担の軽減のための提言というようなものについて現在検討しているところでございます。

長尾委員

今、室長からお話がありまして、神山、鳴門についての状況について理解できました。

頑張っていることも評価するところでありますが、ただこの市町村型については、先ほど来、さまざまな課題があると。市町村の負担が多いから重い腰を上げないということがあるわけで、実際、平成6年から 18 年の 12 年間わずか2町、井川町と山城町だけということで、ほかの市町村は全然腰を上げない。そういう中で、そこまでいかない段階でも一括契約方式ということをやっているわけだけれども、しかしながら実際は、公共下水道と同じ理屈に立てば、個人でも、これは市町村が公共の同じ下水道だと、こういう自覚を持ってもらわないといけないと思うわけですが、そういう中で、なかなか進まないというのは、先ほどの答弁を見てたら、川端ゴミゼロ推進室長さんも苦労されるなと。なんでゴミゼロと浄化槽を一緒にしないといけないのだろうかと。拝原のこともしないといけないと、いろんなことがある中で、県土整備部は、ちゃんと下水道課というのがあって、下水環境課なんていう課を設けて、人もたくさんつけて、流域下水道なんかは、手抜きではないが外部委託までしようかということで、そのなかでちょっと、私は、このゴミゼロ推進室というので、本当に浄化槽ができるのかと。本当に今言ったように市町村の課題がある中で、これだと本格的に推進していくという姿勢が県に見られるのかどうかというのが僕は大事な問題だと思う。

さっきも言った文書では全然、迫力は見られない。県がやる気があるなというのを、やはり市町村に対しても見せる必要があると思う。そういう意味で、ちょっと御提案を申し上げるのだけど、これは、坂東総局長や県民環境部長や人事に言わないといけないと思うんだけども、このゴミゼロ推進室長はこれでよいけど、もう一つ、浄化槽推進室というのを設けてもらいたい。明確に、この下水環境課じゃないけど、そうしないと本当に、この浄化槽を推進できるのかということが、まず1つです。

それともう一つは、やはり市町村とのかかわり合いというのは、大変大きな問題であって、御苦労されていると思うんだけれども、そこは、この「みどり」という環境技術センターが出している分で、この東部保健福祉局とか西部総合県民局、南部総合県民局との協議というのが非常に大事なのではないかと思うわけでありまして、県の担当の浄化槽担当の浄化槽推進室というものを、仮称ですが設置するとともに、県庁の中に、浄化槽を推進する組織、これをやはり、私はつくらないと全然迫力がない。加えて、東部、南部、西部に、そういう市町村型を推進する協議機関、市町村担当者、さらには国への要望、ハードルがある、どういった具体的な問題があるんだろう、県としてできることは何か、そういったことを話し合って、市町村長ものってくるような。東部、南部、西部、せっかくそれぞれの市町村、地域に合った実情を踏まえて執行するという、うたい文句でつくっているんだから、それごとに、この浄化槽の推進の組織をつくるということくらいはしないと、とてもではないけど、この平成6年から 18 年の 12 年間で、ある意味もう何ら動いていないわけだ。

私は、それくらいのことをして動くのではないかなと思うんですが、環境総局長の御意見はどうでしょうか。

坂東環境総局長

去る5月に私は、環境総局長として配属されまして、環境総局長として、この1年どういうことをやっていくのかというようなことで、総局内の管理と1年の方針ということをいろいろ打ち合わせもさせていただく中で、まず、どこの部局もそうなんですけれども、ことし1年については、まず東日本大震災の教訓をどういうふうに自分のところの施策の中で生かしていくのか、それが1つの大きなテーマになっていると。それから、いろん

な前年度の議会の中でいろいろ御議論いただいた事案、これについて1つの解決の方策をまとめていく、こういう2つの大きな柱の中で取り組んでいきたいと思っております。

その中で、浄化槽の問題につきましては、先ほど室長からの話にもありましたように、東日本大震災での状況を考えますと自然災害に強いまちづくりという観点からは、非常に有効だということで、普及率の向上はもとより、適正管理のための一括契約方式のさらなる拡大と、市町村設置型の拡充に向け取り組んできたところでございます。

特に、一括契約方式、あるいは市町村設置型の制度説明、そもそも制度自身が周知されているのかと。そのためには、とにかく制度をまず御理解いただくということで、全市町村に直接、場合によっては何回も足を運ばせていただいて、直接、首長さんとも私も意見交換をしてまいりました。

特に、一括契約方式につきましては、ある町では、やはりトップランナーになることに、いろんなちゅうちょがあります。なぜうちの町がというような部分もございまして、なかなか言い直しの部分もあったわけでございますけれども、室長のほうにも努力をいただきまして、最終的な御決断をいただいた中で、鳴門市と神山町で協議会が立ち上がりました。

次年度以降は当然、これは先発の3協議会となるわけでございまして、そこの3協議会での状況などもPRしながら、さらなる拡大につなげてまいりたいと思います。

それから、市町村設置型これにつきましても、これも何度も意見交換をする中で、制度的な問題が課題というのが見えてきた部分が相当ございますので、今後、必要な対応を図るなど努力の継続をしていきたいと考えております。

そして、組織についての話でございますけれども、当然、私ども職員も頑張っておりますし組織が充実されることについては、非常に望むところではございますけれども、下水は直営事業を持っている、うちは基本的には指導なんだというようなこともございます。ですから、それについては、県民局の力と各市町村の力をかりながら、補完すべき部分については、しっかりと補完しながらみんなで連携しながら、この問題について取り組んでいきたい。今、委員から御提案のあったような、皆さんの意見を集約するような体制、進め方については、今後、取り組んでまいりたいなと思っております。

長尾委員

今度、市町村型の推進を図る意味でビデオを作成すると。これが四国放送サービスだったか 150 万円くらいの予算で決まったというんだけど、これはいつできるのか知らないんだけど、こういうものもつくってPRしようというわけで、これについて今おっしゃられたように、市町村への理解も大事だし、きめ細かな推進を図るということからいえば、人事の問題があるから、坂東さんがいったけども、すぐ組織には難しいけども、東部、南部、西部で市町村が入った協議会というのは、お金のかかる話じゃないので、そういったできることは、すぐやるべきだと思うんだけど、そういう中で推進案があがってくる。何が課題なのかと、せっかくPRビデオをつくるわけですから、東部、南部、西部での市町村担当者ないしは首長も入った、この市町村型の推進の協議会、そういったことは私はできることだと思うけど、その辺は坂東総局長さんはどうですか。

川端ゴミゼロ推進室長

今、質問のありました、西部、南部の各ブロックで、県の職員と市町村の職員が、そうした意思疎通の会議

を設けるべきではないかという御質問でございますけれども、現在、県においては、東部管内において法定検査検討会、そして各南部、西部総合県民局においては、県民局管内環境行政連絡協議会ということと、またさらには、年１回以上、廃棄物連絡協議会を我々の主催として開催してございまして、そのたびそのたびの課題とか問題点については、市町村と情報共有しながらやっていっておりますので、長尾委員の御指摘のような、今の現行体制をもっと発展的にやるべきでないかという御指摘については、今後、検討していきたいと考えております。

長尾委員
それはそれで結構な話なんだけど、12 年間かけて、なかなか進まない市町村型、またさらには、もう前段での一括契約方式、これも含めて県が、そこに力を入れているということを示すには、やはり、合併浄化槽の設置推進の整備促進に特化した協議会というのでないと、今まで毎年、同じようなことをやっていくような形では、私は、なかなか進まないと思う。やはり、浄化槽推進に特化した協議会、今までやったことをベースにしながらも、そういったことが必要ではないかと、このように思いますので、ぜひ、そこを踏まえてやっていただきたい。今後、私も継続的に見てまいりたいと思いますけれども、熱意は感じられましたので、ぜひ、期待しております。

それで、私が何年か前に、法定検査の受検率の問題を取り上げた中で、県民の中に不公平感があるということで、かつまた、税金で補助金を出して推進をする事業でありますから、当然その補助金を受けて浄化槽を設置したところは、当然、法定検査を受けるべきであるというようなことから、予納制度、これについては奈良県が３年間という全国で初めて予納制度を設けた。そのことを取り上げて、県として 1 年という予納制度を実施したことは、一歩前進なんだけれど、しかしそれから大分たっているし、また従来と違うのは 3.11 という大きな問題があり、明確に仙台での空港の横の流域下水道が全部やられて、仙台 100 万人の政令都市は大変だったという中で、浄化槽の効用というものが災害時に強いということが明確に証明された中で、私は、この浄化槽全般を進めることにあわせて、この予納制度も見直しをして、できれば、徳島県は下水道普及率は最下位、逆に浄化槽での処理率は大変高いことを踏まえて、全国一の法定検査を進めるべきではないかと。そういう中で、この予納制度も１年というのを見直して、奈良が３年だけれども、できれば５年くらいの予納制度を本県が全国に先駆けて、浄化槽のモデル県になるようにやるべきだと、そのように思いますけれどもいかがでしょうか。

川端ゴミゼロ推進室長
長尾委員さんの御指摘のとおり、予納制度があっても、その予納期間が終わると、すぐさま法定検査を受けないほうに移ってしまうということで、なかなか安定した法定受検率というものに関して、年次的にはふえていくはずなのに減少しているというのは、予納制度をやったときだけやるけども、その後はやらないということが実態ではなかろうかと考えております。

しかし、そういったことから県としても現在、県としてできる要項改正等で、例えば、浄化槽の設置補助をもらったものに対しては長期間の契約をお願いできないかというようなことを、今現在検討しているところでございまして、近いうちに、それを施行していきたいなとは思っております。

長尾委員

ぜひ、全国一の予納制度をつくり上げていただきたい。これは、PRが大事だと思っています。このパブリックコメントにも、そういう啓発活動のほうにも力を入れてくれというのがあったけれども、なかなか県民の間には、下水道というのは、だれも文句を言わない。しかし下水道というのは、市とか町という公が実施をして、清掃、それから保守点検、そして法定検査、この今3つを公の信頼できる自治体が一括でやって、一括で水道料金として徴収するから、みんなよくわからないからだれも文句を言わない。新聞の読者の手紙にも、ほとんどそういう声はない。しかし、この法定検査だけには、何か余分なものが取られているということで、清掃は清掃業者さんが年1回集金に来る。管理、点検も年に何回か来る。年に1回法定検査が来る。そうするとなんか、ダブって金を取られているんじゃないかと、そういう声が常に新聞の投書の欄に出てくる。そのたびに県が説明の文書を出す。またその環境技術センターの人は、そういった方に文句を言われる。本来なら、県や市町村という行政が前に出て、それを受けないといけないと思うのだけれども、その3つが分かれているというところの意味が、なかなか理解されていない。

今の予納制度にしても、もし県が今の1年を、奈良の3年を超えて4年とか5年とかに、僕は5年にすべきだと思うけれども、税金を投入する以上、そこを理解してもらうにも、きょうマスコミの方もおられますけど、本当にこういった御理解をしていただかないと難しいところがある。加えて県民の不公平感、まじめに清掃をし、まじめに管理をし、そしてまじめに法定検査を受ける人と、そうでない人と、そこにはもう環境という大前提をしっかりと理解してもらう。そこに下水道と浄化槽との、究極は水をきれいにして川や海へ流す。その経過がこうだということを、しっかりと県が率先して市町村とともにやっていくことが大事ではないかと。そういう中で、私は県内の関連するいろんな中小の業者さんも活性化もされていくのではないかと、このように思います。

先ほどのメガソーラーの話であったように、今回、県有地3カ所に2つの会社が決まったけれども、県は、そういった会社に補助金を出して、かつ入ってくるのは貸し賃だけが入ってきて、プラスマイナスでどうかよくかわからないけれども、その2つの会社は自分のところは収入があるわけだけれど、本当に県には何が入ってくるのかと。補助金を出して、そしてかつ、たかが知れているような貸し賃で、その辺は、これから証明されていいくんでしょう。もちろん自然エネルギーというのは、非常に大事なことであるけれども、本当は製造業の雇用のある企業とか会社に誘致のほうが、私は、はるかに大事ではないかなと、実感としては思っているわけだけれども、いずれにしても環境関係の事業としては、私は今申し上げげた、市町村型設置。こらはもう三好の山城町では、PFIの効果というものは、既に証明されているわけでありますから、ぜひこれが、全県下的に広がることを期待しておりまして、ぜひゴミゼロ推進室長、できれば今度は、浄化槽推進室長になってもらいたいと期待をしております。下水道につきましては以上で、ぜひ推進型をお願いしておきたいと思います。

次に過去に質問した中で確認の意味で、お聞きをしておきたいと思います。

震災1周年ということがございまして、阪神大震災の折に西宮でやった被災者支援システムという、これが災害時、災害後に大変に力を発揮するということで、それまでシステムをつくって全国に配信をしていたけれども、実際に自分の身にならないと、なかなかわからないと。しかし、3.11 があって初めて、やはりこれは大事だということに気がついて、県内も徳島市とか鳴門市とか美波町で昨年は検討されていたり、6月以来は

導入を働きかけて県下 24 市町村のうち９市町村が導入済みというようなお話も聞きましたが、現時点では状況はどうなっているのか教えていただきたい。

宮本地域情報課長

ただいま、被災者支援システムの県内の導入状況について御質問いただきました。

職員を市町村に派遣するなどいたしまして、これまで推進した結果、現在のところ 12 市町村に導入が終わっております。

具体的に申し上げますと、鳴門市を初め、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、美波町、海陽町、藍住町、東みよし町、それに上板町でございます。

長尾委員

県が三連動巨大地震を想定して、その中で 12 ということは 24 市町村の半分ですよね。まだあと半分の市町村が、阪神大震災が近場であり、今度は東日本大震災があり、今度は三連動巨大地震を想定している中で、阪神大震災があったけど、なかなかやらなかった。3.11 があって、これはいかんということで、今は 24 市町村のうち 12 だけど、あとの 12 について、やっていない状況とはどういう状況なのか。それは、例えば、近々できるような方向になっているのか、その辺のところを教えていただきたい。

宮本地域情報課長

残ります 12 市町村への対応ということでございますが、これまで同様、引き続きましてシステム導入の指導を行うということを続けてまいりたいと思っておりますし、また、さらに導入が進んだ段階では、全体を集めました研修会等も開きまして、このシステムの有用性をPRしていきまして、県下全体の市町村に広がるように今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

残り全 12 市町村について県のほうから、強く働きかけながらアドバイスをお願いしたいと思います。

最後に１点だけ、これは簡単なんで、お返事いただきたいと思うのですが、御承知のとおり来年夏には、参議院の選挙が決まっております。また衆議院の任期も決まっております。衆議院はいつあるかわかりません。そういう中で、先日、藍住町議会の選挙がありました。投票率は、前回より7点何ポイントか落ちたという。選挙それぞれさまざま事情があって一律ではないんですけども、もちろん投票しに行く行かないは、本人の判断ですけれども、投票に行きやすいようにするということが大事で、高齢化社会とか生活の多様化とかいう中で、期日前投票というのは事前に宣誓書を書いて、それで行けるというような、なめらかな運営があって、そういう投票にも簡単にいける中で、これについて県内 24 市町村の中で、随時ふえていると思うのだけれども、その簡素化ができているのは、今 24 市町村のうちどれだけなんでしょうか。

小笠市町村課長

期日前投票に当たりまして、いわゆる宣誓書ということで、事由をいろいろ書いてあるんですけれども、それを事前に入手するということでございます。

実は、県が管理執行する選挙ということで申しますと、直近が統一地方選挙ということになります、昨年４月の分ですけども、その時点におきまして 10 市町において、何らかの形で事前に宣誓書が入手できるということになってございます。

その入手の仕方といたしましては、１つはホームページで宣誓書をダウンロードする、あるいは選管のほうから持ち帰りを許してもらう、そういった形で取り組んでおります。

これはあくまで、統一のときの数ということで、先ほど申し上げましたけれども、市町村単位で選挙は行われているわけで、それについては、ちょっと状況を把握できておりません。したがって、次に把握するとなりますと、県が管理執行する選挙となってこようかと思います。

長尾委員

国政選挙の緩和というか宣誓書を事前に書いて持っていくということは、県で決まるんですか、市町村で決まるんですか、どこで決まるんですか。

小笠市町村課長

選挙の管理執行という点から申しますと、選挙区については県、比例については国ということになりますけれども、個々の取り扱いといいますか、今回の宣誓書を事前に配付するかという判断につきましては、市町村の選管において判断していただくということになってございます。

長尾委員

この前の答弁と同じだと思うが、基本的には市町村なんだけれども、県としては情報提供とかアドバイスはできるということなんで、できれば県内 24 市町村が同じようにされることが望ましいわけでありますから、ぜひ県としても引き続き未実施の市町村に対して、働きかけをお願いをしたいと思います。

今は、24 市町村のうち 12 市町ということですね。引き続き努力をお願いしたいと思います。

中山副委員長

きのうの新聞に、県沿岸部８市町で代替庁舎案というのが大きく掲載されておりました。

私も昨年９月のこの委員会におきまして、代替庁舎の必要性というのを提言させていただきました。その半年後に、こういうふうな取りまとめが出たとことに対して、まず敬意を表したいと思います。

そこで、改めてお聞きしたいのですが、役場庁舎の代替施設としての必要条件としては、どういうことがあるのか、まずお聞きしたいと思います。

稲垣地域振興総局次長

ただいま、御質問いただきました代替庁舎など大規模災害時の自治体機能の維持対策、これにつきまして検討しております部会を担当させていただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただこうと思います。

このたび、切迫するといわれております南海トラフ型の大規模地震に備えるということで、庁舎の浸水、津

波浸水が想定されることになりました８つの市、町におきまして、役場庁舎の代替施設について選定をいたしていただいたということでございます。

選定するに当たりまして、まず共通の条件といたしまして、具備すべき施設基準ということで、１つには耐震性があるという点、また新たな津波想定を踏まえても安全な場所にあるという点、さらに非常時の電源とか通信設備、これを備えられるといったような点を考えておるところでございまして、また、災害の規模に応じた対応ができるようにということで1カ所ではなくて、可能ならば複数の施設を候補とするというふうなことの方針のもとに、もちろん地域の事情も踏まえていただいてということで、代替庁舎の選定を進めてもらったところでございます。

中山副委員長

私の地元の小松島市を例にとっていえば、昨年新築移転しました水道部庁舎というのが、候補に挙がっております。中期的な対応としまして、市内の高台での代替施設確保を検討するということをいわれております。

どうせ、同じ水道部庁舎、耐震化は当然できていると思います。安全な場所かといえば、浸水の可能性もあると思うんです、電源、通信設備もできているかどうかというのもあります。

これからまた費用をかけて、そういうことを整備するのであれば、最初から中期的な対応として、小松島には、昨年の東日本大震災におきましても、地域住民の方が大変多く避難されました、あいさい広場というのがあります。そこに代替庁舎をつくれば、食料の備蓄とかも多分できると思いますので、強く推進したいと思いますので、県として市のほうに、ぜひ強く検討依頼をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

稲垣地域振興総局次長

小松島の代替施設についての御質問でございます。

小松島におきましては、災害時に切迫するということでございまして、たちまちの対応といたしまして、既存の市の施設を利用いたしまして代替庁舎としたいということで、今、副委員長からお話がございましたとおり、水道部の庁舎を第一候補に、これを補完する施設としまして小松島中学校、そういうふうな形で考えていただいておるところでございます。

これらの施設につきまして、水道部庁舎につきましては、ただいまの浸水予測の中では、浸水の可能性はないというエリアになっておりますし、小松島中学校のエリアは若干の浸水エリアに入ってはおりますけれども、耐震性、あるいは3階建ての建物なので、すべてが使えなくなることはないということで補完施設として位置づけしていただいている状況でございまして、あわせて、それらの施設については、通信あるいは電源等の一定の設備もあると。さらにこれから充実等が必要ということでございますけども、そういった条件の中で選定していただいたということでございます。

ただ、小松島市としましては、さらに中期の目標ということで、ただいま御指摘いただいたとおり、高台での代替庁舎検討ということも上げていただいております。

市の浸水エリアが従前の想定に比べますと、大きく広がりまして、今挙げていただいている代替施設候補だけで十分かと、そういう思いがおありだということでございます。

今後、小松島市のほうで、具体的なところが検討されることになると思いますけれども、副委員長から貴重な御提案をいただいたと思っておりますので、地元の小松島市のほうに、お伝えさせていただいて検討を進めていただけたらと思っております。

中山副委員長
先日、市役所に行きまして、こういう話をさせていただいても、まだ職員さんの危機感が足りない部分があったんで、本当にこれは、喫緊の課題だと思うんです。何をおいてでも、まず整備していかなくてはいけない課題じゃないかと思います。
いろんな先ほどの汚水処理の件と同様に、県としてもっともっと熱意を持って、市町村が回り道をしないような取り組みを、熱意を持ってしっかりと指導、御支援をしていただく必要があるのではないかと思います。
その辺のところを、同じ小松島の総局長、一言お願いします。

床桜地域振興総局長
小松島を含む沿岸市町村、海に隣接しておったり、あるいはその役場庁舎の中には耐震性が十分でないものもあるわけでございます。
いつ起きるかわからないということでございますので、まずは、できるところからしっかりやっていくことが必要だということで、短期的な対応、中期的な対応ということで、部会で検討しておるといったような状況でございます。
被災者支援の前提といたしましては、住民の情報というのはどうしても必要ですから、それについては共同庁舎において圏外保管をするように、そういう方針を定めました。加えて先ほど、長尾委員から御指摘いただいておりますように、そういう情報を効果的に使うという意味において、被災者支援システムという、これも必要でございます。
そうしたものを、しっかり活用する場として代替施設が必要だと、被災者支援３点セットだと私は思っているんですけれども、それを同時にできるだけ、できるところから速やかに対応していくというのが大変重要だというふうに思っております。
かなり、市町村の職員の方も真剣に取り組んでいただいておりまして、今回、具体的な候補地を選んでいただきました、ただ、その中には耐震性はできているけれども、情報通信手段としてはまだ十分でないものもございます。
一義的には、市町村にやっていただくのですけれども、県としては、例えば本議会に提案しております地域戦略交付金あたりも十分活用しながら、財政面あるいは技術面からもしっかりと応援をしていきたいと、このように考えております。
ちなみに、小松島市のケースでしたら、水道部庁舎というのは、最近改築をされました。水というのもライフラインになりますから、基本的な震災対策はできております。ただ、災害対策本部として、そこで展開できるかというと、それに伴うような十分な情報通信手段が整っておりません。
あるいは、非常用電源も十分ではないといったところもございますので、まず来年度といわずに今できること、今月にもできることをやっていきませんかということで話を進めておりまして、今の既存制度の予算枠内

で県としてもしっかり応援をしてと、このように考えております。
基本的には、助かる命を助けるんだというのが、震災、防災対策の基本でございますけれども、助けた命、助かった命をしっかり支援をしていくというのも大変重要だと、このように考えておりますので、この点について、早急に対応していきたい、このように考えております。

中山副委員長
より一層の熱意を持って対応に当たっていただきたいと思います。
それと、もう一点、先ほど古田委員のほうからも質問ありましたが、番号制度の件、これ私、昨年 11 月議会の一般質問で質問させていただきました。
先ほども、おっしゃるように導入にかかる費用、また個人情報の漏えいや不正使用を懸念する声も多々あるかと思いますけども、この制度というのは、行政の効率化はもとより、切迫する三連動地震において被災者支援に大いに力を発揮するんではないかと思っております。そういう観点から、私は早期の導入を推進していったほうがよいのではないかと考えております。
県のほうで、プロジェクトチームを立ち上げて活用についての検討を進めていると聞いておりますけれども、これまでの検討状況について、まずお聞かせいただきたいと思います。

宮本地域情報課長
社会保障と税番号制度のプロジェクトチームの検討状況ということで御質問をいただいております。
番号制度につきましては、国が進めている制度でございますが、対象となります実務の多くを地方が担っているということから、県や市町村の行政システムに大きな影響を与えると、こういったことがございますので、昨年９月に県内の関係部局と徳島市や那賀町など５市町の参加をいただきまして、プロジェクトチームを立ち上げたところでございます。
これまで2回ほど開催しておりますが、制度の概要につきまして情報共有をしますとともに法案前に大綱で示されました手続のうち、県が所管する主な 30 手続につきまして、現行業務の分析調査などを行ったところでございます。
この結果、社会保障手続に係る申請には、ほとんどのケースにおきまして、住民票や所得証明書の添付が必要であり、これが省略されますことによって住民負担が軽減されますことや、添付書類の確認作業でありますとか、税務分野における画一的な確認作業に多くの時間を費やしておりまして、これが省略できること、または縮小できることによりまして、大きな効率化が図れるものというふうに分析をいたしたところでございます。
今後さらに制度の詳細が明らかになってまいると考えておりまして、当プロジェクトにおきまして、さらに検討を深めていきたいと考えております。

中山副委員長
この番号制度の導入による利便性の向上というのは、インターネットによる情報提供が前提となっておると思うんですが、高齢者を初めとしたIT機器やインターネットの利用にふなれな方にとっては、これまで以上に

格差が生じるおそれがあるのではないかと思います。この点についても、十分な対策を国に求めていくべきだと考えますが、その辺はどうでしょうか。

宮本地域情報課長

番号制度に伴いまして、IT弱者の方との情報格差が広がるのではないかといった御質問をいただいております。

委員が御指摘のとおり、番号制度では自分の個人情報に、だれがアクセスしたのかという記録でありますとか、行政機関から個人の方の実情に合わせてサービス内容をお知らせするといったサービスが予定されております。こういったものすべてが、インターネット上で行われるということになっております。

こうしたことから、パソコンが必要となるわけでございますが、パソコンを整備していない方、またパソコン操作がふなれな方にとりましては、制度導入によりまして情報の格差が広がるということが予想されると思われます。中山間地域を多く抱えておりまして、また高齢化が非常に進んでおる本県にとりまして、このような懸念を強く持っておるところでございます。

これからいろいろな機会を通じまして、国に提言する機会があろうかと思いますが、IT弱者対策を含めまして、県の実情を踏まえて県民の利便性の向上につながりますように国に必要な提言をしてまいりたいと考えております。

中山副委員長

ぜひともこの、PRや広報活動を積極的にやっていただきまして、今、住民基本台帳カードというのがあります。これは、まだ普及率が5%にとどまっていると聞いております。

先ほど、古田委員からも、この番号制度に対する説明が、まだ認知度がかなり低い、8割以上の人が詳しい内容をわかっていないということも新聞に書いてございました。ぜひとも、県民の皆様のために、真に利便性が向上する制度となりますよう、県も積極的にかかわるべきだと考えておりますが、最後に総局長、どのような決意を持って取り組むかをお聞かせいただきたいと思います。

床桜地域振興総局長

番号制度でございますけれども、生まれたときにすべての国民が国民としての番号を持つというのは、実は、ほとんどの先進諸国では、当たり前のこととなっておりまして、その共通番号を基盤にして国であるとか、あるいは地方の行政サービスを受けているというのが世界の流れでございます。

ただ残念ながら我が国には、そういう基盤システムはございませんで、例えばそれが導入されておれば、相当程度問題が軽くなったんではないかと思えるものの1つとして、消えた年金問題、あるいは所在不明の高齢者の問題とか、そういったものがあろうかと実は考えております。

それと、もう一つは、先ほど課長も申し上げましたけれども、我が国において明治以来、行政サービスを受けようとするためには、申請をするという申請主義というのが今の行政の基本になっておるわけでございますけれども、その申請をする際に公平公正さを保つためには、いろんな書類を出していただかねばならない。そのことで随分と国民、県民の方に御負担をおかけしているというのは事実でございます。

それと同時に、それをチェックする、例えば、県というのは直接それに向きあうケースは市町村に比べて少ないんですけれども、それでも年間1万 8,000 時間に及ぶ確認作業に職員が従事していると、そういった状況もございます。この辺でも随分、簡素化ができるのかなと、あるいは効率化が図れるのかなとこのように思っておるところでございます。

もっと申し上げるならば、番号制度を導入している先進諸国では、申請主義から通知主義に転換していっているというのが、今の世界の動きになってございます。

やはり、そういうふうな国、県、市町村を通じた大きな行政のシステム変化となるものでございますが、ただ一方では、御指摘いただいたような不正の問題、あるいは情報漏洩の問題、さらにいうと情報格差の問題とうのは、当然内在しております。

これはしっかりと、それを防御するような仕組みを国に求めていくということが大変重要かと、このように思っておりますし、今、制度設計がなされている今だからこそ、県としてしっかりと物を申し上げていくということだと思っております。

そういう決意でもって対応していきたいと、このように考えております。

中山副委員長

ぜひとも、この番号制度の原点というのを忘れないように、県として、しっかりと検討していただいて、また県民の皆さんに対して、しっかり説明義務というのを怠らず国のほうにしっかりと提言していっていただきたいとお願いをいたしまして質問を終わります。

竹内委員

メガソーラーを誘致するメリットは何か。そして、これに要する雇用数は何人か、これは県の企業誘致制度にのっとるのかということをお聞きしたい。

平島環境総局環境首都課長

自然エネルギー立県という形でのメガソーラーの導入のメリットでございますが、まず、エネルギーの地産地消ということで地域のエネルギーの核となる供給施設をつくるということ、あと自立分散型のエネルギー社会に貢献するために進めるということが本来的なものでございます。

これに加えまして、2メガ程度のメガソーラーでしたら初期投資は6億円から8億円ほどあります。初期投資に係る地元への波及効果、あるいは、建設費に関しては地元での雇用が見込まれるというようなことがございます。

あと、運用の段階におきましては、運用管理に若干でございますが雇用が創生されるものといったところでございます。

竹内委員

若干とは何人か。

平島環境総局環境首都課長

電気事業者の運営になりますので、最低1名の電気事業主任者というのがおかなければならないという形になっております。

竹内委員

大変、心寂しい。前段の話であったら、地産地消であるとか採算が合うという計算をするならば、企業局がきちっと取り組んだらよい話です。

ここに孫という会長のいろんな戦略があると思いますが、その戦略にたやすく乗っていくような部分で、我が会派は、この前総会をしまして、若干の疑問点も出てきました。

とりあえずは呼び水だから、これはすばらしい一番地価の高い、坪 15 万か 20 万するところをお貸しするということだろう。それも黙認しようと。この対策を見守っていこうということになったんですが、県有地をそうやすやすと、すばらしい上質のところを、そういうところに貸していくというのは、当分の間、見守るということであって、次から次するということには、ちょっと疑問があると考えておりますし、前段申し上げたとおり、そういう理念を追求し、そして地産地消というのであれば、企業局にやらしてはどうかと私は思っておりますので、その点だけ我が会派の全体的な総意でありますので、そのことを申し上げておきます。

終わります。

寺井委員長

ほかに質疑はございませんか。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。お諮りをいたします。

ただいま審査いたしました、県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

古田委員

第1号の一般会計予算に反対でございます。関西広域連合への分賦金が、県民環境部関係の中にも出てきますので反対でございます。

それに合わせて、自衛隊への募集事務の広報宣伝に要する経費とか、政党助成指導費ということで、私どもは、政党助成金というのは、もともとこれは憲法違反ではないのかと税金でそれぞれの政党が運営するというのは、やはり問題があるのではないかというふうなことで、こうした予算が入っておりますので反対でございます。

寺井委員長

それでは、県民環境部関係の議案第1号については、御異議がありますので起立により採決をいたしま

す。
　お諮りをいたします。
　議案第1号平成 24 年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は御起立を願います。
（賛成者起立）
　起立多数であります。
　よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。
　次に、ただいま採決をした議案を除く議案について採決をいたします。
　お諮りをいたします。
　ただいま採決をいたしました議案第 1 号を除く県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
　異議なしと認めます。
　よって、議案第1号を除く県民環境部関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】
原案のとおり可決すべきもの（起立採決）
　議案第1号
原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）
　議案第3号、議案第2号、議案第 33 号、議案第 73 号

　以上で県民環境部関係の審査を終わります。
次に、お諮りいたします。
　委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。
（「正副委員長一任」と言う者あり）
　それでは、そのようにいたします。
　次に、当委員会の閉会中の継続調査事件について お諮りいたします。
　お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
　御異議なしと認めます。
　よって、さよう決定いたしました。
　本年度最終の委員会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。
　総務委員会の審査に当たり、委員各位におかれましては、この1年間、終始御熱心に、御審査を賜り、また、委員会運営に格段の御協力をいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、大過なく委員長の重責を、全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると、心から感謝申し上げます。

また、県民環境部関係の審査に当たりましては、松井県民環境部長を初め、理事者各位におかれても、常に真摯な態度をもって審査に御協力をいただき深く感謝の意を表する次第でございます。理事者各位におかれましては、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも、

県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

松井県民環境部長

県民環境部を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

ただいま、寺井委員長さんから、御丁重なごあいさつをいただきまして、まことに恐縮いたしております。

寺井委員長さん、中山副委員長さんを初め、委員の皆様方におかれましては、この１年間、予算案、条例案を初めとして、県民環境部のさまざまな案件につきまして、御審議、御指導をいただき、深く感謝申し上げます。

また、ただいまは、提出いたしました案件につきまして、原案どおり御採決いただきまして、まことにありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

いただきました貴重な御意見、御指導をしっかりと受けとめ、今後の事務、事業の推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御指導、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、皆様方におかれましては、今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますけれども、御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

寺井委員長

それでは、これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14 時 52 分）